

第二回國會 財政及び金融委員會會議錄第十号

昭和二十三年三月二十四日(水曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右三門君

委員 青作君 豊中崎 敏君

梅林 時雄君 豊中崎 十一郎君

赤松 勇君 川合 彰武君

河井 榮藏君 佐藤 觀次郎君

田中 織之進君 西村 榮一君

松尾 トシ君 八百板 正君

大上 司君 栗田 英男君

後藤 悦治君 中曾 根康弘君

細川 八十八君 松田 正二君

島村 一郎君 吉米 地英俊君

宮崎 靖君 淺利 三朗君

井出 太郎君 内藤 友朗君

石原 登君

出席政府委員

大藏事務官 平田 敬一郎君

大藏事務官 阪田 純雄君

委員外の出席者

大藏事務官 岡村 峻君

専門調査員 圓地 與四松君

三月二十三日

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案(内閣提出)(第一七号)

証券取引法を改正する法律案(内閣提出)(第一八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(第一八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(第一八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(第一八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(第一八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(第一八号)

に関する法律案(内閣提出)(第一七号)

証券取引法を改正する法律案(内閣提出)(第一八号)

○早稲田委員長 會議を開きます。

昨二十三日本委員会に付託になりました昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案及び証券取引法を改正する法律案を一括いたしまして議題とします。まず政府の説明を求めます。

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年五月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

第六章 仲介

第七章 証券取引委員会

第八章 雜則

第九章 罰則

証券取引法

第一章 總則

第一條 この法律は、國民經濟の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有價証券の発行及び賣買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有價証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。

第二條 この法律において有價証券とは、左に掲げるものをいう。

一 國債証券

二 地方債証券

三 特別の法律により法人の發行する債券

四 担保附又は無担保の社債券

五 特別の法律により設立された法人の發行する出資証券

六 株券又は新株の引受権を表示する証券

七 投資信託の受益証券

八 外國又は外國法人の發行する証券又は証券で前各号の証券又は証券の性質を有するもの

九 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める証券又は証券

書

前項各号に掲げる有價証券に表示されるべき権利は、これについて当該有價証券が發行されていない

場合においても、これを当該有價証券とみなす。

この法律において有價証券の募集とは、不特定且つ多数の者に對し均一の條件で、あらたに發行される有價証券の取得の申込を勧誘することをいう。

この法律において有價証券の賣出とは、不特定且つ多数の者に對し均一の條件で、既に發行された有價証券の賣付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘することをいう。

この法律において發行者とは、有價証券を發行し、又は發行しようとする者をいう。

この法律において引受人とは、有價証券の發行に際し、これを賣り出す目的を以て当該有價証券の發行からその全部若しくは一部を取得する者、他に当該有價証券を取得する者がいない場合にその残部を取得する者又は發行者のために当該有價証券の募集若しくは賣出の取扱をする者その他直接又は間接に有價証券の募集又は賣出を分担する者で、通常有價証券の賣捌人に支拂われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものをいう。

この法律において有價証券届出書とは、第五條第一項の規定による届出書及び同條第三項の規定によりこれに添附する書類並びに第七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

七條、第九條第一項又は第十條第

一項の規定による訂正届出書をい

この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関以外の者が左に掲げる行為の一をなす営業をいう。

一 有価証券の買入
二 有価証券の買入の媒介、取次又は代理
三 有価証券市場における買入取引の委託の媒介、取次又は代理

四 有価証券の引受
五 有価証券の買出
六 有価証券の募集又は買出の取扱

この法律において証券業者とは、この法律により証券業を営むことができることとなつた者をいう。

この法律において目論見書とは、有価証券の募集又は買出のために、公衆に提供する当該有価証券の発行の事業に関する説明を記載した文書をいう。但し、有価証券の銘柄、価格、数、引受人の名称、募集若しくは買出の取扱をする者の名称又は第十三條の規定による目論見書を提供する場所のみを表示するものは、目論見書でない。

この法律において証券取引所とは、有価証券の買入取引を行うために必要な市場を開設することを目的とする者をいう。
この法律において有価証券市場とは、有価証券の買入取引のために証券取引所の開設する市場をいう。

第二章 有価証券の募集又は買出に関する届出

第三條 本章の規定は、前條第一項第一号乃至第三号及び第五号に掲げる有価証券については、これを適用しない。

前條第一項第八号に掲げる有価証券のうち前項に掲げる有価証券の性質を有するもの及び同項第九号に掲げる有価証券のうち別に証券取引委員会規則で定めるものについても、また、前項と同様とする。

第四條 有価証券の募集又は買出は、発行者が当該有価証券に關し証券取引委員会に届け出で、且つ、その届出の効力が生じているものでなければ、これを行うことができない。

前項の規定は、証券取引委員会が当該有価証券の募集若しくは買出券面総額が僅少であること又はその公衆に提供される範囲が限定されていることにより前項の規定による届出が公益又は投資者保護のため必要でないとして認めて証券取引委員会規則で定める有価証券については、これを適用しない。但し、募集又は買出券面総額が五百万円を超える有価証券については、この限りでない。

第一項の規定の適用を除外される有価証券の目論見書には、証券取引委員会規則で定める様式により、当該有価証券が同項の規定の適用を除外されている旨を記載しなければならない。
第五條 前條第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その

者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、証券取引委員会規則で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 目的、商号及び資本又は出資に関する事項
二 本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所
三 事業
四 役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の発行する株式の種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額
五 発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の種類及び数

六 当該有価証券の引受人の氏名又は名称及び住所
七 自己又は他人（仮設人を含む。）の名称を以て資本金額（出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。）の百分の十以上の金額に相当する当該会社の株式を有し、又は出資をしている株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の種類及び数又は当該出資者の出資の額

八 当該有価証券の銘柄、券面額及び発行数、株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び

数社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支拂の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に關し担保権者に對抗する権利
九 当該有価証券の募集又は募集の委託の条件
十 当該有価証券の引受人に支拂う手数料、報酬その他の対価その他発行に關し会社が負担すべき費用の概算額
十一 当該有価証券の発行償還の総額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要
十二 当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、券面額、発行数及び最近三事業年度末における價格
十三 役員その他の者（使用人を除く。）に対し届出前一年間において支拂つた報酬で総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額
十四 当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額
十五 発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名
十六 現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その價額及びこれに對

して與え又は與えた株式の種類及び数
十七 会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その價額及び譲渡人の氏名
十八 營業の全部又はその主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と營業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容
十九 前各号に掲げるものの外目論見書に記載しようとする事項

前項の届出書は、発起人又は役員（外國会社については、商法第四百七十九條第二項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならぬ。

第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款
二 株式申込証又は社債申込証
三 目論見書
四 届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表
五 最近三事業年度の損益計算書
六 第十項第十八号に掲げる契約書の写

外國会社が提出する届出書については、証券取引委員会規則で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

第六條 第四條第一項の規定による届出をしようとする者は、届出に際し、手数料を納めなければならない。

前項の手数料は、募集又は賣出
券面総額の万分の一に相当する金
額とし、その額が五百円未満の場
合においては、これを五百円とす
る。

第一項の手数料は、前條に規定
する届出書のうち一通に、手数料
の金額に相当する額の収入印紙を
はつて、これを納めなければならない。

第七條 第五條第一項又は第三項の
規定による届出書類のうち、訂
正を必要とするものがあるときは
、届出者（会社成立後は、その
会社）は訂正届出書を証券取引委
員会に提出しなければならない。

第五條第二項の規定は、前項の
規定による訂正届出書に、これを
準用する。

第八條 第四條第一項の規定による
届出は、証券取引委員会が第五條
第一項の規定による届出書を受理
した日から三十日を経過した日
に、その効力を生ずる。

前項の期間内に前條の規定によ
る訂正届出書の提出があつた場合
においては、証券取引委員会がこ
れを受理した日に、第五條第一項
の規定による届出書の受理があつ
たものとみなす。

証券取引委員会は、第四條第一
項第三項又は前條の規定による届
出書類の記載によつて当該有價証
券の内容が公衆に容易に理解され
ると認める場合においては、第四
項に規定する期間に満たない期間
を指定することができる。この場
合においては、第四條第一項の規
定による届出は、その期間を経過

した日に、その効力を生ずる。

第二項の規定は、前項の規定に
よる期間の指定があつた場合に、
これを準用する。

第九條 証券取引委員会は、第五條
第一項第三項又は第七條の規定に
よる届出書類に形式上の不備があ
り、又はその書類に記載すべき重
要な事項の記載が不十分であると
認めるときは、届出者に通知して
審問を行つた後、理由を示し訂正
届出書の提出を命ずることができ
る。

前項の規定による処分があつた
場合においては、第四條第一項の
規定による届出は、前條の規定に
かわらず、証券取引委員会が指
定する期間を経過した日に、その
効力を生ずる。

前條第二項乃至第四項の規定
は、前項の場合に、これを準用す
る。

第一項の規定による処分は、第
四條第一項の規定による届出がそ
の効力を生ずることとなつた日以
後は、これをなすことができない。

第十條 証券取引委員会は、有價証
券届出書のうちに重要な事項につ
いて虚偽の記載があり、又は記載
すべき重要な事項若しくは誤解を
生ぜしめないうちに必要重要な事
実の記載が欠けていることを発
見したときは、何時でも、届出
者に通知して審問を行つた後、理
由を示し、訂正届出書の提出を命
じ、必要があると認めるときは、
第四條第一項の規定による届出の
効力の停止を命ずることができ

る。

前條第二項及び第三項の規定
は、第四條第一項の規定による届
出がその効力を生ずることとなる
日前に前項の規定による訂正届出
書の提出命令があつた場合に、こ
れを準用する。

第一項の規定による停止命令が
あつた場合においては、同項の規
定による訂正届出書が提出され、且
つ、証券取引委員会がこれを適當
と認めたときは、証券取引委員会
は、同項の規定による停止命令を
解除するものとする。

第十一條 第五條第二項の規定は、
前二條の訂正届出書に、これを準
用する。

第十二條 第四條第一項の規定によ
る届出がその効力を生じた日以後
において提出される第七條の規定
による訂正届出書については、証
券取引委員会がその形式に不備が
なく、且つ、重要な事項について
記載が十分であると認める場合に
おいては、証券取引委員会が指定
する日に、訂正の効力を生ずる。

第十三條 第四條第一項の規定によ
る届出がその効力を生じた有價証
券の発行者は、当該有價証券の募
集又は賣出に際し、目論見書を作
成しなければならない。

前項の目論見書は、有價証券届
出書のうち第五條第一項に掲げる
事項について記載された内容と同
一の内容を記載したものでなけれ
ばならない。

前項の規定により目論見書に記
載すべき事項のうち証券取引委員
会が公益又は投資者保護のため必

要でないとして認めて証券取引委員会
規則で定めるものは、これを省略
することができる。

証券取引委員会が公益又は投資
者保護のため必要且つ適當である
と認めて証券取引委員会規則で定
める事項については、これに關す
る内容を目論見書に記載しなければ
ならない。

何人も、有價証券の募集又は賣
出のために、第二項若しくは前項
の規定により記載すべき内容と異
なる内容を記載した目論見書を使
用し、又は第二項若しくは前項の
規定により記載すべき内容と異な
る内容の表示をしてはならない。

前項の規定は、第二條第十項但
書に掲げる事項のみを表示するこ
とを妨げるものではない。

第十四條 有價証券に關し第四條第
一項の規定による届出がその効力
を生じた日から一年を経過した後
において使用される当該有價証券
に關する目論見書に記載されるべ
き内容については、前條第二項の
規定は、これを適用しない。この
場合においては、当該目論見書に
記載されるべき内容は、その使用
前一年以内の日の現在の事実と合
致したものでなければならない。

前條第三項乃至第六項の規定
は、前項の場合に、これを準用す
る。

第十五條 何人も、有價証券に關し
第四條第一項の規定による届出が
その効力を生じているのでなけれ
ば、当該有價証券を取得せしめ、若
しくはその取得の申込をし、又は賣
付若しくは賣付後の受渡のために

これを交付してはならない。

何人も、第四條第一項の規定に
よる届出がその効力を生じた有價
証券については、第十三條の規定
に適合する目論見書を予め又は同
時に交付するものでなければ、これ
を取得せしめ、又は賣付のためにこ
れを交付してはならない。

前二項の規定は、左に掲げる場
合については、これを適用しな
い。

一 有價証券の発行者、賣出をな
す者、引受人又は証券業者のい
ずれでもない者がなす場合
二 有價証券の発行者又はその賣
出をなす者が募集又は賣出によ
らないでなす場合
三 証券業者又は当該有價証券の
引受人であつた者がなす場合
で、左の各号に該當する以外の
もの

イ 当該有價証券に關し第四條
第一項の規定による届出がそ
の効力を生じた日以後一年
（第十條第一項の規定による
停止命令があつた場合におい
ては、当該停止命令があつた
日からその解除があつた日ま
での期間）は、これを算入しな
い。以内においてはなす場合
ロ 有價証券の募集又は賣出を
分担する者であつた場合にお
いて、自己が引き受けた部分
についてなす場合

四 証券業者が顧客の委託に基
てなす場合（但し、その委託が
当該証券業者の勧誘に基く場合
は、この限りでない）。

第十六條 第四條第一項又は前條の

規定に違反して有價証券を取得させた者は、これを取得した者に対し当該違反行為に因り生じた損害を賠償する責任を負う。

第十七條 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の表示が欠けている目録見書その他の表示を使用して有價証券を取得させた者は、表示が虚偽であり又は欠けていることを知らないで当該有價証券を取得した者が受けた損害を賠償する責任を負う。但し、賠償の責に任ずべき者が、表示が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、且つ、相當な注意を用いたにもかかわらず知るべきであったことが証明されたときは、この限りでない。

第十八條 有價証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、左の各号に掲げる者は、当該有價証券を取得した者に対し、連帯して損害賠償の責に任ずる。但し、当該有價証券を取得した者がその取得の申込の際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

一 有價証券届出書の届出者

二 有價証券届出書に署名又は記名押印した者

三 当該発行者である会社の役員候補者としてその氏名がその者の同意を得て有價証券届出書に

記載された者

四 技術者、鑑定人その他の専門家（以下専門家という。）であつて、有價証券届出書の作成に関して使用される資料、報告若しくは鑑定を提供し、又は有價証券届出書の記載の一部が真実であることを保証したものであるその氏名がその者の同意を得て有價証券届出書に記載された者但し、自己の提供し、又は保証した部分についてののみ、その責に任ずる。

五 当該有價証券の引受人 但し、第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に当該有價証券の引受人となつた場合においては、有價証券届出書のうち引受人となつた日の現在及びその日後の記載についてののみ、その責に任ずる。

当該有價証券の発行者が第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日（その日が会社成立の日以前であるときは、会社成立の日以後一年間の損益計算を含む損益計算書を公表した場合においては、その公表の後に当該有價証券を取得した者は、その者が有價証券届出書のうち重要な事項についての虚偽の記載を信じ、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知らないで当該有價証券を取得したことを証明しなければ、前項の規定による賠償を請求することができない。

第十九條 前條の規定により賠償の

責に任ずべき者で当該有價証券の発行者以外の者は、左に掲げる事項の一要証明した場合においては、同條の規定による賠償に責任を負う。

一 その者が、有價証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生ずる日前に同條第二号第三号に規定する地位を辞し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有價証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て証券取引委員会及び当該有價証券の発行者に通知したこと

二 その者が、有價証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生じたことを知らなかつた場合においては、届出の効力が生じた旨を知つた後遅滞なく、同條第二号第三号に規定する地位を辞し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有價証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て証券取引委員会及び当該有價証券の発行者に通知し及び廣告したこと

三 その者が、有價証券届出書のうち専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分、専門家がその記載について真実であることを保証した部分及び公務員の陳述又は公

文書に基いて作成された部分のいずれでもない部分について、作成前相當な調査をした上、その記載が真実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

四 専門家が、有價証券届出書のうち自己の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又は自己がその記載について真実であることを保証した部分について、作成前相當な調査をした上、その記載が真実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

五 その者が、有價証券届出書のうちその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又はその者以外の専門家がその記載について真実であることを保証した部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分がその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定の内

容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信すべき十分な理由がなかつたこと

六 その者が、有價証券届出書のうち公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分が公務員の陳述若しくは公文書の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信すべき十分な理由がなかつたこと

第二十條 第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき額は、請求権者が当該有價証券の取得について支拂つた額（当該有價証券の募集価格又は買出価格に取得した有價証券の数を乗じた額を超えないものとする。）から左の各号の一に掲げる額を控除した額とする。

一 当該有價証券の事実書の口頭弁論終結の時における市場価値（市場価値がないときは、その時における処分推定価値）

二 前号の時前に当該有價証券を処分した場合においては、その処分価値

第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき者は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が有價証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜし

めなために必要な重要な事実の記載が欠けていたことに因つて生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情に因り生じたことを証明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責に任じない。

第二十一條 第十八條第一項の規定による賠償の請求権は、請求権者が有価証券届出書のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめなために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つた時、又は相當な注意を以て知ることが出来る時から一年間、これを行わないときは、消滅する。当該有価証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた時から三年間（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）、これを行わないときも、また、同様とする。

第二十二條 第十八條第一項各号に掲げる者の名義の株式を実質的に有する等の方法によつてその者を支配する者は、同條同項各号に掲げる者と連帶して同條の規定による賠償の責に任ずる。但し、支障する者が、その支配を受ける者が賠償の責に任ずべき原因となる事実があることを知らず、且つ、知らなかつたことに十分な理由があつたことを証明したときは、この限りでない。

前項の場合においては、第十八

條第一項各号に掲げる者を支配する者は、これを同條同項各号に掲げる者とみなす。

第二十三條 何人も、有価証券に關し第四條第一項の規定による届出があり、且つ、その効力が生じたことと、又は第十條第一項の規定による停止命令が解除されたことを以て、証券取引委員会が当該届出に係る有価証券届出書の記載が眞実且つ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は当該有価証券の價値を保証若しくは承認したものであるとみなすことができない。

何人も、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二十四條 第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発行者は、事業年度ごとに、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認め、証券取引委員会規則で定める様式により、当該有価証券に關する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、前項の規定による報告書について、これを準用する。

第二十五條 有価証券届出書及び前條の規定による報告書は、証券取引委員会規則で定めるところにより、証券取引委員会にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを証券取引委員会に申請し、証券取引委員会が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

何人も、命令の定める額の手数料を納め、第一項に規定する書類の謄本又は抄本の交付を請求することが出来る。但し、前項の規定により公衆の縦覧に供しない部分については、この限りでない。

第二十六條 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、有価証券届出書の届出者若しくは有価証券の引受人その他の関係者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十七條 第五條乃至第十四條、第十八條乃至第二十三條及び前二條の規定は、発行者が会社以外の者である場合に、これを準用する。この場合において、必要な事項は、証券取引委員会規則で、これを定める。

第三章 証券業者

第二十八條 証券業は、証券取引委員会に備へる証券業者登録簿に登録された者でなければ、これを営んではならない。

証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならぬ。

一 商号

二 本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三 会社であるときは、その資本金額及び役員の名

四 個人であるときは、その者の氏名

前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の名簿、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号及び第四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した営業用純資本額に關する調査書（以下営業用純資本額調査書という。）

二 個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍謄本及び第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに営業用純資本額調査書

三 代理店があるときは、代理店契約書の写

前項第一号又は第二号の営業用純資本額調査書は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならない。

第二十九條 前條の規定による登録

の申請があつた場合においては、第三十一條又は第三十五條の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業者登録簿に左に掲げる事項を登録する。

一 商号

二 本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三 会社であるときは、その資本金額及び役員の名

四 個人であるときは、その者の氏名

五 登録年月日

第三十條 証券取引委員会は、前條の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、命令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託しなければならない。

登録申請者は、営業保証金の供託をしたときは、遅滞なく供託受領証の写を添附して、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

登録申請者は、登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託した後でなければ、証券業を営んでは

ならない。

第二項に規定する期間内に同項の規定による納付及び供託をしない者については、証券取引委員会は、その者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

第三十一條 証券取引委員会は、登録申請者が左の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの
二 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

三 この法律の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの者
四 第百八十七條の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの者

五 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

六 会社でその役員のうち第一号乃至第四号の一に該当する者のあるもの

七 他の証券業者が現に使用する商号と同一の商号を当該証券業者の許諾を得ないで使用しようとする者

第三十二條 証券業者は、第二十八條第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

前項の場合においては、その変更を証する書面を変更届出書に添附しなければならない。但し、その変更が本店及び支店以外の営業所又は代理店の名称又は所在の場所に関するものであるときは、この限りでない。

第一項の規定による変更の届出が、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号及び第四号の規定に該当しないことを誓約する書面を、あらたに代理店を設置したことに係るものであるときは、当該代理店契約書の写を変更届出書に添附しなければならない。

第二十九條、第三十條第一項及び前條の規定は、第一項の規定による変更の届出について、これを準用する。

第三十三條 証券業者は、あらたに支店その他の営業所を設置した場合において、証券取引委員会から変更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、当該営業所についての営業保証金を供託しなければならない。

第三十條第三項乃至第五項の規定は、前項の場合において、これを準用する。

第三十四條 証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率

は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率を超えてはならない。

前項の規定において、営業用純資本額は左の一に掲げる資産の合計金額から左の二に掲げる負債の合計金額を控除した額とし、負債総額は左の二に掲げる負債の合計金額とする。

一 資産

イ 現金

ロ 預け金
所有有價証券（借入金金の担保に供している國債証券及び地方債証券を除く。）

ニ 貸付有價証券
預け有價証券

ホ 保管有價証券
営業保証金、會員信託金その他の保証金

チ 有價証券の賣買その他の取引に因り生じた顧客に対する貸残高

リ 貸付金

ヌ 未収入金

ル その他土地、建物、備品器具、営業権その他の固定資産を除き証券取引委員会規則で定める資産

二 負債

イ 借入金（土地、建物その他の固定資産、國債証券又は地方債証券を担保とするものを除く。）

ロ 借入有價証券

ハ 預り有價証券

ニ 有價証券の賣買その他の取引に因り生じた顧客に対する貸残高

引に因り生じた顧客に対する貸残高

ホ 預り金

ハ 未拂金

ト その他証券取引委員会規則で定める負債

前項の資産及び負債の評価基準は、証券取引委員会規則で、これを定める。

第三十五條 証券取引委員会は、登録申請者の負債総額とその営業用純資本額に対する比率が前條第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

第三十六條 証券取引委員会は、第三十一條又は前條の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第三十七條 証券業者は、営業を開始したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第三十八條 証券取引委員会は、証券業者が証券業を営むことができなくなつた日から三箇月以内に営業を開始しないとき、又は引き続き三箇月以上その営業を休止したときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

第三十九條 証券取引委員会は、証券業者が第三十一條第一号、第二号又は第四号乃至第七号の一に該当することとなつたとき、又は登録當時同條各号の一に該当してい

たことが発見されたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

証券取引委員会は、不正の手段により第二十九條の規定による登録を受けた者のあることを発見したときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

第四十條 証券取引委員会は、証券業者の負債総額とその営業用純資本額に対する比率が第三十四條第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示しその営業の停止を命じなければならない。

前項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとなつたときは、証券取引委員会は、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

第一項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとならないときは、証券取引委員会は、当該証券業者に通知して審問を行つた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。

第四十一條 第三十條第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十萬円、支店その他の営業所については営業所ごとに五萬円とする。
営業保証金は、証券取引委員会規則で定めるところにより、國債

証券を以て、これに充てることが出来る。

営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する供託局に、これをしなければならぬ。

証券業者と証券業に關し取引をした者は、その取引に因り生じた債權に關し、営業保証金について、他の債權者に先だち弁済を受ける權利がある。

第四十二條 証券業者又はその代理店は、營業所又は代理店ごとに、その見易い箇所に、証券取引委員會規則で定める標識を掲げなければならない。

第四十三條 証券業者が同一の商号により証券業以外の營業を営もうとするときは、証券取引委員會の承認を受けなければならない。

前項の場合において、証券取引委員會は、当該証券業者が証券業以外の營業を営むことに因りその支拂能力が薄弱となりその他投資者の保護に欠けることとなる虞があると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し前項の承認を與えないことができる。

第四十四條 証券業者は、その代理店がその証券業者のためなした有價証券の賣買その他の取引の取扱につき損害を與えた者に対し、その損害を賠償する責に任じなければならない。

第四十五條 証券業者は、社債募集の受託会社となることができない。

証券業者は、他の法律の規定に

かわらず、すべて引受人となることができる。

第四十六條 証券業者は、顧客から有價証券の取引に關する注文を受けたときは、予めその者に對し自己がその相手方となつて当該賣買を成立せしめるか、又は媒介し、取次し、若しくは代理して当該賣買を成立せしめるかの別を明かにしなければならない。

第四十七條 証券業者は、有價証券に關する同一の賣買について、その本人となると同時に、その相手方の取次をなす者又は代理人となることができる。

第四十八條 証券業者は、有價証券の賣買その他の取引が成立したときは、遅滞なく、証券取引委員會規則で定める様式により、賣買報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。

第四十九條 証券業者が有價証券の賣買その他の取引についてその顧客に供與することが出来る信用の額は、当該取引に係る有價証券の時價に証券取引委員會の申出により大藏大臣の定める率を乗じた額を超えてはならない。

前項の規定により大藏大臣の定める率は百分の五十五を超えてはならない。

前二項に規定するものの外、信用の供與に關して必要な事項は、証券取引委員會規則で、これを定める。

第五十條 前條の規定により有價証券の賣買その他の取引について信用を供與する者は、大藏大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ

適當であると認めて定めるところにより、信用供與に關する報告書を大藏大臣に提出しなければならない。

前項の規定により報告書を提出しなければならない者が報告書を提出せず、又はその中に記載すべき事項を十分に記載しなかつた場合においては、大藏大臣は、同項の規定による報告書に記載すべき事項について必要な資料を得るため、必要な報告を徴し、又は当該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五十一條 証券業者は、証券取引委員會規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受けず、その者から預託を受け、又はその計算において自己が占有する有價証券をその他の有價証券と混同して担保に供してはならない。

証券業者は、顧客に対する債權の担保として占有している有價証券を当該債權の額を超える額の債務の担保に供してはならない。

証券業者は、証券取引委員會規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受けず、その者から預託を受け、又はその計算において自己が占有する有價証券をその他の有價証券と混同して担保に供してはならない。

証券業者は、顧客に対する債權の担保として占有している有價証券を当該債權の額を超える額の債務の担保に供してはならない。

証券業者は、証券取引委員會規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受けず、その者から預託を受け、又はその計算において自己が占有する有價証券を他人に貸付してはならない。

第五十二條 証券業者の營業年度は、四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。

第五十三條 証券業者は、營業年度ごとに、証券取引委員會規則で定

める様式により、營業報告書を作成し、毎營業年度経過後二箇月以内に、これを証券取引委員會に提出しなければならない。

証券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業者に對し、証券取引委員會の指示するところのに従ひ前項の營業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

第五十四條 証券業者は、左の各号の一に該當する場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員會に届け出なければならない。

一 定款又は組織を変更したとき
二 本店その他の營業所の營業を休止し若しくは再開したとき
又は代理店が代理店としての營業を休止し若しくは再開したとき

三 証券業以外の營業を廢止したとき
四 代理店契約の変更があつたとき
五 第三十一條第一号、第二号又は第四号乃至第六号の一に該當することとなつたとき

六 負債總額のその營業用純資本額に對する比率が第三十四條第一項の規定により証券取引委員會規則で定める率を超えたとき

前項第一号の場合においては總會の議事録の謄本又は社員同意があつたことを知るに足る書面を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して証券取引委員會に提出しなければならない。

第五十五條 証券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業者に對しその營業若しくは財産に關し參考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をして当該証券業者の營業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五十六條 証券業者は、その使用人を、自己の營業所以外の場所に於いて有價証券の募集若しくは賣買又は有價証券市場における賣買取引の委託の勧誘に従事せしめようとするときは、その使用人（以下有價証券外務員という。）について、左に掲げる事項を証券取引委員會に届け出なければならない。

一 氏名及び生年月日
二 住所
三 有價証券外務員の業務に従事したことの有無従事したことのある者については、その所属した証券業者の氏名又は名称及び従事した期間

証券業者は、前項第一号及び第二号に掲げる事項について変更があつた場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員會に届け出なければならない。

証券業者は、その有價証券外務員との雇傭關係が消滅したとき、又はその有價証券外務員をその業務に従事せしめなくなつたときは、遅滞なくその旨を証券取引委員會に届け出なければならない。

第五十七條 証券取引委員會は、証

券業者の営業又は財産管理の状況に照らし、その支拂能力が薄弱であるか、又は薄弱となる虞がある場合において公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることが出来る。

第五十八條 何人も、左の各号の一に掲げる行為をしてはならない。

一 有價証券の賣買その他の取引について、不正の手段、計画又は技巧をなすこと

二 有價証券の賣買その他の取引について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生ぜしめ、又は必要なる重要な事実の表示が欠けて、文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること

三 有價証券の賣買その他の取引を誘引する目的を以て、虚偽の相場を利用すること

第五十九條 証券取引委員会は、証券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官廳の処分に従反した場合においては、その者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命じ若しくは役員解任を命ずることが出来る。

第六十條 第三十六條の規定は、証券取引委員会が第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は前條の規定により登録を取り消した場合

に、これを準用する。

第六十一條 有價証券の引受人となつた証券業者は、当該有價証券を賣却する場合において、引受人となつた日から六箇月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付その他信用の供與をしてはならない。

第六十二條 証券業者が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならぬ。

一 会社が合併に因り消滅した場合において、その業務を執行する役員であつた者

二 会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合において、その清算人

三 個人が死亡した場合において、その相続人

四 証券業を廃止した場合においては、証券業者であつた個人又は証券業者であつた会社の業務を執行する役員

第六十三條 証券取引委員会は、左の各号に掲げる場合においては、証券業者登録原簿につき、当該証券業者に関する登録を抹消する。

一 第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により証券業者の登録を取り消した場合

二 前條の規定による届出があつた場合

三 証券取引委員会が前條各号に掲げる場合に該当するものと認め

めて、当該各号に掲げる者に通知して審問を行つた後、その事実を確認した場合

第三十六條の規定は、前項第三号に規定する事由に因り登録を抹消した場合に、これを準用する。

第六十四條 第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により証券業者の登録が取り消された場合及び前條第一項第二号又は第三号に規定する事由に因り証券業者の登録が抹消された場合においては、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、当該証券業者がなした有價証券の賣買その他の取引を結了しなけれ

ばならない。この場合において、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、その賣買その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを証券業者とみなす。

前項の規定は、証券業者が第四十條第一項、第五十七條、第五十九條又は第六百八十七條の規定により営業の停止を命ぜられた場合に、これを準用する。

第六十五條 銀行、信託会社その他の証券取引委員会規則で定める金融機関は、第二條第八項各号に掲げる行為をなすことを営業としてはならない。但し、銀行が顧客の資金による注文を受けてその計算において有價証券の賣買をなし、又は銀行、信託会社その他の証券取引委員会規則で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て有價証券の賣買をな

すのは、この限りでない。

前項の規定は、國債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支拂について保証している社債その他の債券については、これを適用しない。

第六十六條 何人も、証券取引委員会規則で定めるところに違反して、割賦販賣の方法により有價証券を賣付け、又は顧客から預め代金に充てるべき資金を預り若しくは借り受けておき後に有價証券を賣付けることを営業としてはならない。但し、当該資金を顧客のために信託会社に信託する場合は、この限りでない。

第四章 証券業協会

第六十七條 証券業者が有價証券の賣買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資する目的を以て團體を組織したときは、当該團體は証券取引委員会に備える証券業協会登録原簿に登録を受けることができる。

前項の登録を受けようとするときは、当該團體の代表者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員及び協会の氏名又は名称

第一項の登録を受けた團體以外の者は、その名称のうちに証券業協会と同一の文字を用いてはならない。

第六十八條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第六十九條の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合においては、その期間を経過した日において、証券業協会登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員及び協会の氏名又は名称

四 登録年月日

証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十九條 証券取引委員会は、第六十七條の規定による登録の申請があつた場合において、左の各号の一に該当するものと認めるとき、又は登録申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 当該團體の定款その他の規則の規定が法令に違反し、又は有價証券の賣買その他の取引の公正を確保し、且つ、投資者を保護するために十分でないとき

二 役員のうち第三十一條第一号乃至第五号の一に該当する者のあるとき

第三十六條の規定は、前項の規定による登録の拒否について、これを準用する。

第七十條 証券業協会の代表者は、第六十七條第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

前二條の規定は、前項の規定による変更の届出について、これを準用する。

第七十一條 証券業協会の定款には、左に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一 有價証券の賣買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資することを目的とする。

二 詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当の利得行為を防止して、取引の正義を助長することとめること。

三 証券業者の地理的條件又は業務の種類に関する特別の事由により、証券取引委員会の承認を受けて協会の加入を制限する場合の外、証券業者は何人も協会員として加入することができるとこと。

四 法令、法令に基いてする行政官廳の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をなして

有價証券の賣買その他の取引の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができるとこと。

五 協会員が法令、法令に基く行政官廳の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背した場合には、除名その他の制裁を加えられるものであること。

六 定款その他の規則の変更、役員を選任その他の重要な事項に関する協会の議決権を保障するものであること。

七 経費は、これを協会員に公正に分担させること。

第七十二條 証券業協会の定款の変更又はその他の規則の作成、変更若しくは廃止があつた場合においては、証券業協会の代表者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第七十三條 証券取引委員会は、証券業協会が証券業者に対し協会員として加入することを拒否し、又は協会員に対し除名その他の制裁を加えた場合においては、その職権により又は当該証券業者若しくは当該協会の申請により、当該処分を審査することができる。

前項の規定による申請は、当該処分があつた日から六十日以内に、これをしなければなら

い。但し、証券取引委員会規則で六十日を超える期間を定めた場合においては、その期間内において、これをなすことができる。

証券取引委員会は、第一項の規定による審査をする場合においては、一切の關係事項を考慮して審問を行つた後、理由を示し同項の規定による処分を承認し、又はその変更若しくは取消を命じなければならない。

証券取引委員会は、第一項の規定による審査を開始したときは、その旨を当該証券業協会に通知しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、第三項の規定による処分がある日まで証券業協会の第一項の規定による処分の効力は停止せられるものとする。

第七十四條 証券取引委員会は、証券業協会の定款その他の規則について、証券業協会に対し通知して審問を行つた後、理由を示し有價証券の賣買その他の取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要且つ適當であると認める変更を命ずることができる。

第七十五條 証券取引委員会は、左の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業協会に通知して審問を行つた後、理由を示し当該各号に掲げる処分をすることができる。

一 証券業協会が法令又は法令に基く行政官廳の処分に違反した場合においては、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を

定めてその業務の停止を命ずること。

二 証券業協会の協会員が法令又は法令に基く行政官廳の処分に違反した場合においては、当該協会員を除名すべき旨を当該証券業協会に命ずること。

三 証券業協会の役員が当該証券業協会の定款その他の規則の実施を怠り、又はその職権を濫用した場合においては、当該役員を解任すべき旨を当該証券業協会に命ずること。

第七十六條 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業協会に対しその業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をして当該証券業協会の業務若しくは財産の状況を若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七十七條 証券業協会が解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第七十八條 証券取引委員会は、証券業協会の登録を取り消した場合又は前條の規定による届出があつた場合においては、証券業協会登録原簿につき、当該証券業協会に關する登録を抹消する。

第七十九條 証券業協会が共同の目的を以て團體を組織したときは、当該團體は証券取引委員会に備える証券業協会連合会登録原簿に登録を受けることができる。

前項の登録を受けた團體は、その名称のうち証券業協会連合会という文字を用いなければならない。

第一項の登録を受けた團體以外の者は、その名称のうち証券業協会連合会と同一の文字を用いてはならない。

第六十七條第二項第三項及び第六十八條乃至前條の規定は、証券業協会連合会にこれを準用する。

第五章 証券取引所

第一節 設立及び組織

第八十條 証券取引所は、法人とする。

証券取引所は、會員組織とする。第八十一條 証券取引所は、証券業者でなければ、これを設立することができない。

証券業者は、証券取引所を設立しようとするときは、証券取引委員会に備える証券取引所登録原簿に登録を受けなければならない。

第八十二條 前條第二項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所及びその開設する有價証券市場の所在の場所

三 役員及び会員の氏名又は名称

前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約

二 役員の履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書

面

三、会員の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びに登録申請日前三十日以内の日の現在における営業用純資本額調書

第八十三條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第八十五條の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合においては、その期間を経過した日において、証券取引所登録簿に左に掲げる事項を登録する。

一 名称

二 事務所及びその開設する有價証券市場の所在の場所

三 役員及び会員の氏名又は名称

四 登録年月日

証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第八十四條 証券取引所は、第八十二條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

前項の規定による変更の届出があつたに会員となつた者に係るものであるときは、その者の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が会員となつた日の現在における営業用純資本額調書を、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍謄本並びにその者が第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を変更届出書に添附しなければならない。

つた日の現在における営業用純資本額調書を、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍謄本並びにその者が第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を変更届出書に添附しなければならない。

前條及び第八十五條の規定は、第一項の規定による変更の届出について、これを準用する。

第八十五條 証券取引委員会は、第八十二條の規定による登録の申請があつた場合において、左の各号の一に該当するものがあると認めるとき、又は登録申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して答覆を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 定款、業務規程又は受託契約準則の規定が法令に違反し、又は有價証券市場における買取引の公正を確保し、且つ、投資者を保護するために十分でないとき

二 役員のうち第三十一條第一号乃至第五号の一に該当する者のあるとき

三 当該証券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものでないとき

第八十七條 証券取引所は、二以上の有價証券市場を開設してはならない。

第八十八條 証券取引所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地及び有價証券市場を開設する地

四 基本金及び出資に関する事項

五 会員に関する事項

六 会員信託金に関する事項

七 経費の分担に関する事項

八 役員に関する事項

九 会議に関する事項

十 業務の執行に関する事項

十一 上場有價証券に関する事項

十二 会計に関する事項

十三 公告の方法

証券取引所は、その定款を変更したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第八十九條 民法第三十八條第一項、第四十四條、第五十條、第五十一條、第五十四條、第五十七條、第六十條乃至第六十六條及び訴訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、証券取引所に、これを準用する。

第二節 会員

第九十條 証券取引所の会員は、証券業者に限る。

第九十一條 証券取引所は、その定款において、会員の営業用純資本額の最低額を定めることができる。

会員の営業用純資本額が前項の規定により証券取引所の定める額を下ることとなつたときは、証券取引所は、その者の有價証券市場における買取引を停止し、且つ、その旨を証券取引委員会に通知しなければならない。

前項の場合において、当該会員の営業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定める額以上に回復したときは、証券取引所は、前項の規定による買取引の停止を解除しなければならない。

第二項の場合において、会員の営業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定める額以上に回復しないときは、証券取引所は、当該会員を除名しなければならない。

第三十四條第二項及び第三項の規定は、前四項の営業用純資本額に、これを準用する。

第九十二條 会員は、定款の定めるところにより、出資をしなければならない。会員の証券取引所に対する責任は、定款の定める経費負担の外、その出資額を限定とする。

第九十三條 会員の持分は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受け、当該会員が脱退しようとするときに限り、これを譲り渡すことができる。

第九十四條 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受けて脱退することができる。

第九十五條 前條に規定する場合の外、会員は、左の事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

第九十六條 会員が脱退したときは、証券取引所は、定款の定めるところにより、その持分を拂戻さなければならない。

第九十七條 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に對し、会員信託金を預託しなければならない。

会員信託金は、國債証券、地方債証券又は当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が証券取引所委員会の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

前項の有價証券の代用價額は、証券取引委員会規則で定めるところにより算出した價額を超えてはならない。

会員に對して有價証券市場における買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債權に關し、当該会員の会員信託金について、他の債權者に先だち弁済を受ける權利がある。

第九十八條 証券取引所は、その定款において、法令、法令に基いてする行政官廳の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をなした会員に對し、十萬元以下の過怠金を課し、その者の有價証券市場における買取引の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第九十九條 会員が脱退した場合に

においては、証券取引所は定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員をして、その有価証券市場においてなした買収取引を終了させなければならぬ。この場合においては、本人又はその一般承継人は、その買収取引の終了の目的の範囲内において、なおこれを会員とみなす。前項の規定により証券取引所が他の会員をしてその買収取引を終了させるときは、本人又はその一般承継人と他の会員との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

第三節 管理

第百條 証券取引所に、左の役員を置く。

理事長 一人

理事 二人以上

監事 二人以上

役員は、定款の定めるところにより、会員が、これを選挙する。

第三十一條第一号乃至第五号の規定に該当する者は、役員となることができない。

第百一條 理事長は、証券取引所を代表し、その事務を総理する。

理事は、定款の定めるところにより、証券取引所を代表し、理事長を輔佐して証券取引所の事務を掌理し、理事長事故あるときはその職務を代理し、理事長欠員のときはその職務を行う。

監事は、証券取引所の事務を監査する。

第百二條 役員が第三十一條第一号乃至第五号の二に該当することとなつたときは、その職を失う。

役員は、二以上の証券取引所の役員の地位を占めてはならない。

第百三條 証券取引委員会は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令若しくは法令に基く行政官廳の処分違反したときは、当該役員に通知して審問を行つた後、証券取引所に対し理由を示し当該役員の解任を命じなければならぬ。

第百四條 証券取引委員会は、理事又は監事の職務を行う者でない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第百五條 証券取引所は、左の方法による外、会員信託金として預託を受けたものを運用することができない。

一 國債又は地方債の買入

二 銀行への預け金又は郵便貯金

三 証券取引委員会規則で定めるところによる信託会社へなす金銭信託

第百六條 証券取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第四節 有価証券市場における買収取引

第百七條 有価証券市場における買収取引は、当該有価証券市場を開設する証券取引所の会員に限り、これをなすことができる。

第百八條 証券取引所は、その業務規程において、左に掲げる事項に關する細則を定めなければならない。

一 買収取引の種類及び期限

二 立会の開閉

三 立会の停止

四 買収取引の契約の締結の方法

五 受渡その他の決済方法

六 前各号に掲げる事項の外買収取引に關し必要な事項

証券取引所は、その業務規程を変更したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第百九條 証券取引所は、臨時に立会を開閉し又は停止し若しくは停止を解除したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第百十條 証券取引所は、第百十三條に規定する場合の外、有価証券の発行者の申請により当該証券取引所に登録した有価証券に限り、これを買収取引のため上場することができない。

第百十一條 有価証券の発行者が、前條の規定による申請をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した登録申請書を当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 目的及び名称

二 資本又は出資に関する事項

三 事業

四 当該有価証券及びその者の発行するその他の有価証券の銘柄、券面額及び発行数

五 当該有価証券及びその者の発行するその他の有価証券の登録申請日前三箇年以内における募集又は買出の條件

六 役員、主要株主及び当該有価証券の引受人が所有する当該有価証券の数の

七 当該有価証券の分布状況

八 役員その他の者（使用人を除く。）に対し申請日前一箇年間に對し支拂つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者があるときは、その氏名及び報酬の額

前項第七号に掲げる事項は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを記載しなければならない。

第一項の規定による登録申請書には、左に掲げる書面を添附しなければならない。

一 定款

二 最近三事業年度末の貸借対照表

三 最近三事業年度の損益計算書

証券取引委員会は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登録申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを証券取引委員会規則で定めることができる。

第百十二條 証券取引所は、前條の規定による登録申請書を受理した場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適当と認めるときは、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

証券取引所は、前項の規定により証券取引委員会に届け出た有価証券については、証券取引委員会

が当該届出を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該証券取引所に通知した場合に於て、これを登録しなければならない。

前項の規定による登録は、当該証券取引所に備える上場有価証券登録簿に当該有価証券の発行者の名称、当該有価証券の銘柄及び登録年月日を記載して、これを行う。

第百十三條 証券取引所は、左の各号の一に該当する有価証券について、証券取引委員会に申請しその承認を受けた場合においては、前條第三項の規定による登録をしない、これを買収取引のため上場することができる。

一 当該証券取引所の所在する都市町村以外の地に所在する他の証券取引所に前條第三項の規定により登録されているもの

二 当該有価証券について第四條第一項の規定による届出がその効力を生じているもの但し、第二十四條の規定による報告書が引き続き提出されている場合に限り。

証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該証券取引所の所在する地方において当該有価証券が廣く分布され、且つ、その買収その他の取引が繁盛に行われて、これを当該証券取引所に買収取引のため上場することが公益又は投資者保護のため必要であるということを認め

るのに十分な資料が提出されないときは、当該証券取引所に通知して審問を行った後、理由を示し前項の承認を與えないことができる。

証券取引所は、第一項第一号に規定する有價証券について、前條第三項の規定による登録がすべて抹消された日以後においては、その上場を廃止しなければならない。

第百十四條 証券取引所又は当該証券取引所に上場されている有價証券の発行者は、上場有價証券の上場の廃止については、証券取引委員会に申請してその承認を受けなければならない。

証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該有價証券の上場を継続することが公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該申請者に通知して審問を行った後、理由を示し同項の承認を與えないことができる。

証券取引所に上場されている有價証券の発行者は、第一項の規定による承認を受けた場合においては、その上場の廃止を当該証券取引所に請求することができる。この場合においては、証券取引所はその上場を廃止しなければならない。

第百十五條 証券取引所は、第百十二條第三項の規定による登録をした場合、第百十三條第一項の規定による承認を受けた場合又は同條第三項若しくは前條の規定により上場を廃止した場合においては、

遅滞なくその旨を当該有價証券の発行者に通知しなければならない。

第百十六條 証券取引所は、第百十二條第三項の規定による登録をした有價証券の上場を廃止したときは、その備える上場有價証券登録簿につき、当該有價証券に関する登録を抹消しなければならない。

第百十七條 証券取引所は、その上場する有價証券について、その買収取引を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第百十八條 証券取引所が第百十二條第三項の規定による登録をした有價証券の発行者は、事業年度ごとに、当該証券取引所の定める様式により、当該有價証券に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しなければならない。

第百十九條 証券取引委員会は、証券取引所が第百十二條第一項の規定による登録をした有價証券の発行者がこの法律、この法律に基く命令又は証券取引委員会規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該発行者に通知して審問を行った後、当該証券取引所に対し、理由を示し当該有價証券の買収取引を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができる。

第百二十條 第百十條乃至前條の規定は、國債証券、地方債証券又は別に証券取引委員会規則で定める有價証券については、これを適用しない。

第百二十一條 会員が有價証券市場における買収取引に基づく債務の不履行に因り他の会員に対し損害を與えたときは、その損害を受けた会員は、その損害を與えた会員の会員信託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

第九十七條第四項の規定による有價証券市場における買収取引の委託者の優先権は、前項の優先権に対し、優先の効力を有する。

第百二十二條 証券取引所は、その開設する有價証券市場における毎日の総買収取引高及びその上場する有價証券の銘柄別に毎日の買収取引の成立価格を当該有價証券市場に掲示しなければならない。

証券取引所は、その上場する有價証券の銘柄別に毎日の最高、最低及び最終価格を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

第百二十三條 証券取引所は、証券取引委員規則で定めるところにより、毎日及び毎月の当該証券取引所の開設する有價証券市場における相場及び買収取引高報告書を作成し、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

第百二十四條 第九十九條の規定は、会員の有價証券市場における買収取引がこの法律又は証券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に、これを準用する。

第百二十五條 何人も、他人をして証券取引所に上場する有價証券の買収取引が繁盛に行かれていると誤解させる等当該有價証券の買収取引の状況に關し他人に誤解を生ぜしめる目的を以て、左に掲げる行為をしてはならない。

一 当該有價証券について、その権利の移轉を目的とししない仮装の買収取引をなすこと

二 自己のなす買付と同時期に、それと同価格において、他人が当該有價証券を買付けることを予めその者と通謀の上、当該買付をなすこと

三 自己のなす買付と同時期に、それと同価格において、他人が当該有價証券を買付けることを予めその者と通謀の上、当該買付をなすこと

四 前各号に掲げる行為の委託又は受託をなすこと

何人も、有價証券市場における有價証券の買収取引を誘引する目的を以て、左に掲げる行為をしてはならない。

一 單獨又は他人と共同して、当該有價証券の買収取引が繁盛であると誤解させ、又はその相場を變動させるべき一連の買収取引又はその委託若しくは受託をなすこと

何人も、單獨又は他人と共同して、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要とつ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところに違反して、有價証券の相場を釘付け、固定し、又は安定する目的を以て、有價証券市場における一連の買収取引又はその委託若しくは受託をしてはならない。

第百二十六條 前條の規定に違反した者は、当該違反行為に因り形成せられた價格により有價証券市場における当該有價証券の買収取引又はその委託をなした者が当該買収取引又は委託につき受けた損害を賠償する責に任ずる。

前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前條の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間、これを行使しないときは、時効によつて消滅する。

第百二十七條 証券取引委員会は、会員が自己の計算において若しくは顧客から有價証券の買収取引について買収の別、銘柄、数及び價格の決定を一任されてその者の計算において行う買収取引を制限し、又は会員のなす適當な數量の買収取引であつて有價証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要とつ適當であると認める事項を証券取引委員会規則で定めることができる。

第五節 有價証券市場における買収取引の受託

第二百二十八條 會員は、本店若しくは

は支店その他の營業所又は代理店以外の場所を、有價証券市場における賣買取引の受託の取扱をなす場所としてならぬ。

本條以外の營業所又は代理店を、有價証券市場における賣買取引の受託の取扱をなす場所としうとするときは、會員は、その所屬する証券取引所の承認を受けなければならない。

証券取引所は、前項の承認をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第二百二十九條 有價証券市場における賣買取引の委託を受けた會員又は會員に対する賣買取引の委託を媒介し、取次し若しくは代理することを引き受けた者は、有價証券市場において賣付若しくは買付をせず、又は會員に対しその媒介、取次若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、賣買を成立せしめてはならない。

會員が前項の規定に違反したときは、証券取引所は、当該會員に対し十萬圓以下の過怠金を課し、その者の有價証券市場における賣買取引を六箇月以下停止し、又はこれを除名しなければならない。

第二百三十條 會員は、有價証券市場における賣買取引の受託については、その所屬する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

証券取引所は、その受託契約準則において、左に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 賣買取引の受託の條件

二 受渡その他の決済方法

三 賣買取引の受託についての信用の供與に関する事項

四 委託手数料の料率及び徴收の方法

五 前各号に掲げる事項の外賣買取引の受託に關し必要な事項

証券取引所は、その受託契約準則を変更したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第二百三十一條 會員は、有價証券市場における賣買取引の受託について、委託者から証券取引所の定める委託手数料を徴しなければならない。

第二百三十二條 會員は、委託を受けた有價証券市場における賣買取引が成立したときは、証券取引委員会規則で定める様式により、賣買報告書を作成し、賣買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は発送しなければならない。

第二百三十三條 何人も、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところに違反して、左に掲げる行為をしてはならない。

一 有價証券を有しないのでその賣付をなすこと

二 有價証券の相場が委託當時の相場より騰貴して自己の指値以上となつたときには直ちにその買付をなし、又は有價証券の相場が委託當時の相場より下落して自己の指値以下となつたとき

には直ちにその賣付をなすべき旨の委託をなすこと

第六節 解散

第二百三十四條 証券取引所は、左の事由に因り解散する。

一 定款に定めた事由の発生

二 総会の決議

三 會員の数が五人以下となつたとき

四 破産

五 証券取引所の登録の取消

前項の場合においては、証券取引委員会は、証券取引所登録原簿につき、当該証券取引所に關する登録を抹消する。

第二百三十五條 残余財産は、定款又は總會の決議により別段の定をする場合の外、平等に、これを會員に分配しなければならない。

第二百三十六條 民法第六十九條、第七十條、第七十三條乃至第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條、商法第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百三十一條、第四百十九條及び第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第五百五十二條第三項、第五百五十六條第一項、第五百五十七條及び第五百五十八條の規定は、証券取引所の解散の場合に、これを準用する。但し、民法第七十條及び第七十四條中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と読み替へるものとす。

民法第四十四條、第五十四條、第五十七條、第六十條及び第六十一條の規定は、証券取引所の清算

人に、これを準用する。

第七節 登記

第二百三十七條 証券取引所は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因り成立する。

前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第二百三十八條 設立の登記は、第八十三條第二項の規定による証券取引委員会の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 証券取引委員会の備える証券取引所登録原簿に登録された年月日

五 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

六 基本金及び拂込んだ出資金額

七 出資一口の金額及びその拂込方法

八 理事長、理事及び監事の氏名及び住所

九 理事に代表権を與えたときは、その代表権の範囲

十 公告の方法

証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、從たる事務所の所在地において、前項に掲げる

事項を登記しなければならない。

第二百三十九條 証券取引所の成立後從たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に從たる事務所を設けたことを登記し、その從たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては同期間内にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、あらたに從たる事務所を設けたときは、その從たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第二百四十條 証券取引所が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第三百三十八條第二項に掲げる事項を登記し、從たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において、主たる事務所又は從たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第二百四十一條 第三百三十八條第二項に掲げる事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

第三百三十八條第二項第六号に規定する事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間、従たる事務所の所在地においては五週間以内、これをする事ができる。

第四百十二條 証券取引所が解散したときは、破産の場合の外、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

第四百十三條 証券取引所は、清算人の就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、左の事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名及び住所
二 清算人で証券取引所を代表しない者があるときは、証券取引所を代表すべき者の氏名
三 数人の清算人が共同して証券取引所を代表すべき定があるときは、その定

第四百十一條第一項の規定は、前項の登記に、これを準用する。
第四百十四條 証券取引所の清算が終了したときは、清算人は、第三百六條第一項において準用する商法第四百二十七條の承認があつた後主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。
第四百十五條 証券取引所の登記に

ついては、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。
各登記所に、証券取引所登記簿を備える。

第四百十六條 証券取引所の設立の登記は、役員全員の申請によつてこれをする。

前項に規定する設立の登記の申請書には、定款並びに出資の拂込及び役員を選任があつたことを証する書面を添附しなければならない。

第四百十七條 第三百三十八條第三項の規定による登記は、理事長の申請によつて、これをする。

第四百十八條 証券取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移轉その他第三百三十八條第二項に掲げる事項の変更の登記は、理事長又は清算人の申請によつて、これをする。

前項に規定する登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第四百十九條 証券取引所の解散の登記は、破産の場合及び第三項に規定する場合の外、清算人の申請によつて、これをする。

前項の規定による登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は理事が清算人でない場合においては、清算人の資格を証する書面を添附しなければならない。
証券取引所が証券取引委員会の登録の取消の処分により解散する場合における解散の登記は、証券

取引委員会の囑託によつて、これをする。
第五百十條 第四百三十三條の規定による登記は、清算人の申請によつて、これをする。

同條第一項の規定による登記の申請書には、理事長又は理事が清算人とならない場合においては、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

同條第二項の規定による変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第五百十一條 第四百四十四條の規定による登記の申請書には、清算人が第四百三十六條第一項において準用する商法第四百二十七條の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

第五百十二條 登記した事項は、司法事務局において、遅滞なくこれを公告しなければならない。

第五百十三條 非訟事件手続法第四百二十二條乃至第四百五十一條ノ六及び第四百五十四條乃至第四百五十七條の規定は、この法律による登記に、これを準用する。

第八節 監督

第五百十四條 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券取引所に對しその業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をして当該証券取引所の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五百十五條 証券取引委員会は、証券取引所が左の各号の一に該當する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し当該各号に掲げる処分を命ずることができる。

一 法令若しくは法令に基いてする行政官廳の処分違反し、又はは會員若しくは当該証券取引所に上場されている有價証券の発行者がこの法律、この法律に基く命令若しくは証券取引委員会規則又は当該証券取引所の定款に違反した場合において、これらの者に対し法令又は定款を遵守させるために当該証券取引所がこの法律、この法律に基く命令若しくは証券取引委員会規則又は定款により認められた権能を行使せずその他必要な措置をなすことを怠つたときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止若しくはその業務の一部の禁止を命ずること

二 証券取引所の行爲又はその開設する有價証券市場における買収取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるときは、十日以内の期間を定めて買収取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は内閣の議を経て、三箇月以内の期間を定めてその業務の全部の停止を命ずること

第五百十六條 証券取引委員会は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の慣行について、証券取引所に対し通知して審問を行つた後、理由を示し有價証券市場における買収取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要且つ適當であると認める変更その他の処分を命ずることができる。

第六章 仲介
第五百十七條 証券取引委員会は、証券業者のなす有價証券の買収その他の取引又は會員のなす有價証券市場における買収取引に關する争について、当事者の申立があつたときは、その争の解決を図るため仲介をしなければならない。

第五百十八條 前條の規定による申立は、左に掲げる事項を記載した書面を証券取引委員会に提出して、これをしなければならない。

一 申立人の氏名又は名称、職業及び住所
二 争の相手方の氏名又は名称、職業及び住所
三 申立の趣旨
四 争の事情
五 参考となる書類の表示

六 申立の年月日
第五百十九條 証券取引委員会は、前條の規定による申立を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、その意見を聞いて、仲介を行う。

前項の出頭を求められた当事者は、自身で出頭しなければならない。但し、已むを得ない事由がある場合においては、証券取引委員会の承認を受けて、代理人をして

出頭させることができる。

第六十條 証券取引委員会は、仲介に基く協定案を作成し、争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

第六十一條 当事者は、前條の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、その双方が署名押印した上、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

第六十二條 当事者が仲介に基く協定案を受諾したにもかかわらず、その一方が協定を履行しないときは、その相手方はその旨を証券取引委員会に報告するものとす

第六十三條 証券業者又は会員が仲介に基く協定案を受諾したにもかかわらず協定を履行しないときは、証券取引委員会は、当該証券業者又は会員に対し、通知して審問を行つた後、六箇月以内の營業の停止又は有價証券市場における買収取引の停止を命ずることができ

第六十四條 証券取引委員会は、当事者の一方又は双方が第六十條の規定による協定案を受諾することを拒否した場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当事者の秘密を除き仲介の経過及び協定案を理由を示し公表することができる。

第七章 証券取引委員会

第六十五條 この法律の目的を達成するため、証券取引委員会を置く。

証券取引委員会は、大藏大臣の所轄に属する。

第六十六條 証券取引委員会は、委員三人を以て、これを組織する。

委員は、學識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が、これを命ずる。

委員は、これを二級の官吏とする。

第六十七條 委員の任期は、五年とする。但し、前任者の任期満了前に補欠任命を受けた委員は、前任者の残任期間在任するものとす

委員は、再任されることができ

第六十八條 委員は、左の各号の一に該当する場合の外、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二 懲戒免官の処分を受けた場合

三 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金以上の刑に処せられた場合

四 心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務に関して不當な行爲をなしたと内閣總理大臣が認めた場合

第六十九條 前條第一号、第三号及び第四号の場合においては、内閣總理大臣は、その委員を罷免しななければならない。

第七十條 証券取引委員会に委員長を置き、委員のうちから、これを互選する。

委員長は、証券取引委員会の会務を總理し、証券取引委員会を代表する。

合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第七十一條 証券取引委員会の事務を處理するため、証券取引委員会に事務局を附置し、政令の定めるところに所要の職員を置く。

前項の職員は、これを二級、二級又は三級の官吏とする。

事務局の職員の任免及び叙級は、一級及び二級のもののについては、内閣總理大臣の推薦により証券取引委員会が行い、三級のものについては、証券取引委員会が行う。

証券取引委員会事務局の内部組織は、証券取引委員会が、これを定める。

第七十二條 委員の報酬は、別にこれを定める。

委員の報酬は、その意に反してこれを減額することができない。

第七十三條 証券取引委員会は、この法律を施行するため必要と認めるときは、この法律に基き、専門家をその嘱託として任命することができ

前項の嘱託の報酬は、証券取引委員会が、これを定める。

第七十四條 証券取引委員会は、その監督の下に、財務局をして、この法律の施行に関する事務の一部を掌らしめることができる。

第七十五條 委員及び証券取引委員会規則で定める証券取引委員会の職員は、左の各号の一に該当する行爲をなすことができない。

一 國會若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又積極的に政治運動をすること

二 内閣總理大臣の許可のある場合の外、報酬のある他の職務に従事すること

三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

第七十六條 委員、証券取引委員会の職員若しくは第七十四條の規定によりこの法律の施行に関する事務の一部を掌る財務局の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に関して知得した秘密を他に漏らし、又は傍用してはならない。

第七十七條 証券取引委員会は、その職務を行うため必要があると認める場合においては、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。

第七十八條 証券取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、有價証券に関する調査を公表することができ

第七十九條 証券取引委員会は、大藏大臣を経由して、國會に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

証券取引委員会は、大藏大臣を経由して、國會に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に關し、意見を提出することができる。

第八十條 証券取引委員会は、この法律の施行のため必要な予算の作成に關し、必要がある場合は、この意見を内閣に提出することができる。

第八十一條 証券取引委員会は、この法律を施行し及びこの法律の規定による禁止又は制限を免れる

行爲を防止するため公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認める事項について、証券取引委員会規則を定め、改正し、又は廃止することができる。

証券取引委員会規則は、官報を以て公布する。

第八章 雜則

第八十二條 証券取引委員会は、この法律の規定により審問しようとする場合において、審問される者が正当の事由がなくこれに應じないときは、審問を行わないで当該規定に定める処分をすることができ

証券取引委員会が審問しようとする者に通知する場合において、審問の事項及び期日を明かにして、これをしなければなら

審問は、すべてこれを公開しなければなら

審問は、すべてこれを公開しなければなら

審問は、証券取引委員会の委員又は証券取引委員会が指定する証券取引委員会の職員が、これを行

証券取引委員会は、この法律の規定による審問を行つた場合において、その記録を作成し、これを十年間保存しなければなら

第八十三條 証券取引委員会は、第五十七條の規定による仲介、この法律の規定による審問又は第八十七條の規定による申立につ

いて、必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることが出来る。

一 関係人又は参考人に出席を命じてその意見を聴取し、又はこれらの者から意見若しくは報告を提出させること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 当該官吏をして関係人の業務若しくは財産の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させること。

第百八十四條 証券業者、証券業協会又は証券取引所若しくはその会員は、この法律の他の規定において定める場合の外、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、傳票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該官吏をして、前項の書類について、証券取引委員会規則で定めるところにより、定時又は臨時に検査をさせることができる。

第百八十五條 第二十六條、第五十條第二項、第五十五條、第七十六條（第七十九條において準用する場合を含む）、第百五十四條、第

百八十三條第四号又は前條第二項の規定により、当該官吏をして検査させる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

当該官吏は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

第百八十六條 第百八十三條第一号又は第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

第百八十七條 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券取引委員会の申立により、この法律、この法律に基く命令又は証券取引委員会規則に違反する行為をなし、又はなそうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

前二項の規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

第一項及び第二項に規定する裁判は、非訟事件手続法により、これをを行う。

第百八十八條 証券取引所に上場されている株式の発行会社の役員及び主要株主は、証券取引所が第百十二條第三項の規定による登録をする時の現在においてその有する当該会社の株式の種類及び数に關

する報告書を、登録があつた日の後十日以内に証券取引委員会に提出しなければならない。

第百八十九條 第三項の規定による登録があつた日の後において会社の役員又は主要株主となつた者は、役員又は主要株主となつた日の現在において有する株式の種類及び数に關する報告書を、その日の後十日以内に証券取引委員会に提出しなければならない。

会社の役員又は主要株主は、前二項の規定により報告をした株式の数の異動があつた場合においては、その異動に關する報告書を、異動があつた日の属する月の翌月十日までに証券取引委員会に提出しなければならない。

会社の役員又は主要株主でなくなつた者は、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第一項乃至第三項の規定による報告書は、証券取引委員会規則で定める様式により、これを作成しなければならない。

第百九十条 会社の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用すること防止するため、その者が当該会社の株式について、その買付をした後六箇月以内に買付をし、又は買付をした後六箇月以内に買付をして利益を得た場合においては、当該会社は、その利益を会社に提供すべきことを請求することができる。

当該会社の株主が会社に対し前項の規定による請求をなすべき旨を要求した日の後六十日以内に会社

が前項の規定による請求をしない場合においては、当該株主は、会社に代位して、その請求を行うことができる。

前二項の規定により会社の役員又は主要株主に対して請求する権利は、利益の取得があつた日から二年間、これを行わないときは、消滅する。

前三項の規定は、主要株主が買付をし若しくは買付をしたい、すれか一の時期において主要株主でない場合又は証券取引委員会規則で定めるところにより前三項の規定の適用が除外された場合においては、これを適用しない。

第百九十一条 会社の役員又は主要株主は、証券取引所に買付取引のため上場される当該会社の発行する株式の買付については、当該株式を有しないでこれをしてはならない。

何人も、前項の施設により買付取引をしてはならない。

第百九十二条 証券取引委員会の処分不服のある者は、管轄裁判所に對しその取消又は変更の訴を提起することができる。

第百九十三条 証券取引委員会は、この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類が計理士の監査証明を受けたものでなければならぬ旨を証券取引委員会規則で定めることができる。

第百九十四條 何人も、証券取引委員会が公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところに違反して、証券取引所に上場されている株式につき、自己又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘してはならない。

第百九十五条 この法律施行の際現に効力を有する他の法律の規定がこの法律の規定に抵触する場合においては、この法律の規定が優先する。

第百九十六条 この法律のある規定が無効であるとされた場合においても、この法律の他の規定は、これによつて影響されることはない。

第九章 罰則

第百九十七条 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 有價証券の募集、賣出若しくは賣買その他の取引のため又は有價証券の相場の変動を図る目的を以て、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫した者

二 第五十八條、第百二十五條又は第百九十一条第一項の規定に違反した者

三 第八十一条第二項の規定に違反して証券取引所を設立した者

四 第百八十七條の規定による裁判所の命令に違反した者

第百九十八條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による届出を必要とする有價証券につい

て、その届出の効力が生じて、
ないのに当該有価証券の募集若し
くはその取扱又は賣出若しくは
その取扱をした者

二 第十五條第一項又は第九十
一條第二項の規定に違反した者
三 第二十八條第一項の規定によ
る登録がないのに証券業を営ん
だ者

四 第四十條第一項、第五十七條
又は第五十九條の規定による停
止命令に違反した者

第九十九條 左の各号に掲げる違
反があつた場合においては、その行
爲をした金融機関又は取引所の代
表者、代理人、使用人その他の従
業者は、これを一年以下の懲役又
は三万円以下の罰金に処する。

一 第六十五條第一項の規定に違
反したとき
二 第八十七條の規定に違反した
とき

三 第五十五條の規定による停止
又は禁止の処分違反したとき
第二百條 左の各号の一に該当する
者は、これを六月以下の懲役又は
一万五千円以下の罰金に処する

一 第五條の規定による届出書若
しくは添附書類(第二十七條に
おいて準用する場合を含む。)又は
第七條、第九條第一項若しくは
第十條第一項の規定による訂
正届出書(第二十七條において
準用する場合を含む。)に虚偽
の記載をしてこれを提出した者

二 第九條第一項又は第十條第一
項の規定による訂正届出書(第
二十七條において準用する場合
を含む。)を提出しない者

三 第二十八條又は第八十二條の
規定による申請書又は添附書類
に虚偽の記載をしてこれを提出
した者

四 第六十六條又は第二百二十八條
第一項の規定に違反した者

五 有価証券の相場を偽つて公示
した者

六 公示若しくは頒布する目的を
以て有価証券の相場を偽つて記
載した文書を作成し、又はこれ
を頒布した者

七 発行者、引受人又は証券業者
の請託を受けて公示若しくは頒
布する目的を以てその発行、分
担又は取扱にかかる有価証券に
関し重要な事項について虚偽の
記載をした文書を作成し、又は
これを頒布した者

八 前号に掲げる請託をした者
第二百一一條 有価証券市場によらな
いで、有価証券市場における相場
に著しい差金の授受を目的とする行
爲をした者は、これを一年以下の
懲役又は三万円以下の罰金に処す
る。但し、刑法第八十六條の規
定の適用を妨げない。

第二百二條 前五條の罪を犯した者
には、情状により、懲役及び罰金
を併科することができる。

第二百三條 証券取引所の役員(仮
理事及び仮監事を含む。)又は職員
が、その職務に関して、賄賂を収
受し、又はその要求若しくは約束
をしたときは、これを三年以下の
懲役に処する。

前項の場合において、收受し
た賄賂は、これを没収する。その
全部又は一部を没収することがで
きないときは、その價額を追徴す
る。

第一項の賄賂を供與し、又はそ
の申込若しくは約束をした者は、
三年以下の懲役又は十万円以下の
罰金に処する。

第二百四條 第六六條又は第七十
六條の規定に違反した者は、これ
を一年以下の懲役又は三万円以下
の罰金に処する。

第二百五條 左の各号の一に該当す
る者は、これを一万円以下の罰金
に処する。

一 第十三條第五項(第二十七條
において準用する場合を含む。)
七條において準用する場合を含む。
二 第十四條第二項(第二十
七條において準用する場合を含む。)
において準用する第十三
條第五項、第十五條第二項、第
二十三條第二項(第二十七條に
おいて準用する場合を含む。)
第三十條第四項(第三十三條第
二項において準用する場合を含む。)
第五十一條、第六十一條、
第二百二十九條第一項、第二百三十
三條、第二百九十條又は第二百九十
四條の規定に違反した者

二 第二十四條、第五十條第一項、
第五十三條第一項又は第二百八十
八條の規定による報告書提出
せず、又は虚偽の記載をした報
告書提出した者

三 第二十六條(第二十七條にお
いて準用する場合を含む。)又は
第五十五條の規定による報告
若しくは資料を提出せず、又は
虚偽の報告若しくは資料を提出
した者

四 第三十二條の規定による届出
書提出せず、又は虚偽の記載
をした届出書若しくは添附書類
を提出した者

五 第三十七條、第五十條第二項、
第五十四條第一項又は第二百八十
四條第二項の規定による届出若
しくは報告をせず、又は虚偽の
届出若しくは報告をした者

六 第四十三條第一項の規定に違
反して営業を営んだ者

七 第四十八條又は第二百三十二條
の規定による報告書を交付若し
くは発送せず、又は虚偽の記載
をした報告書を交付若しくは発
送した者

八 第五十三條第二項の規定によ
る命令に違反した者

九 第五十六條第一項の規定に違
反して従事させた者

十 第五十六條第二項又は第三項
の規定による届出をせず、又は
同條の規定による届出について
虚偽の届出をした者

十一 第一百十一條の規定による申
請書若しくはその写若しくは添
附書類若しくはその写を提出せ
ず、又は虚偽の記載をした申請
書若しくはその写若しくは添附
書類若しくはその写を提出した
者

十二 第一百十八條の規定による報
告書若しくはその写を提出せ
ず、又は虚偽の記載をした報告
書若しくはその写を提出した者
十三 第二百二十七條の規定による
証券取引委員会規則に違反した
者

せず、又は虚偽の書類を作成し
た者

十五 第二十六條(第二十七條に
おいて準用する場合を含む。)
第五十條第二項、第五十五條、
第七十六條(第七十九條第四項
において準用する場合を含む。)
第二百五十四條、第二百八十八
三條第四号又は第二百八十四條第
二項の規定による検査を拒み、
妨げ、又は忌避した者

第二百六條 左の各号に掲げる違反
があつた場合においては、その違
反行為をした取引所の代表者、代
理人、使用人その他の従業者は、
一万円以下の罰金に処する。

一 第八十四條の規定による届出
書を提出せず、又は虚偽の記載
をした届出書若しくは添附書類
を提出したとき

二 第八十八條第二項、第二百八條
第二項又は第二百三十條第三項の
規定による届出をせず、又は虚
偽の届出をしたとき

三 第二百五條、第二百三十三條第三項
又は第二百四十四條第三項後段の規
定に違反したとき

四 第二百十條又は第二百十三條第一
項の規定に違反して上場したと
き

出したとき

第二百七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第九十七條第二号第三号、第九十八條乃至第二百五條又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第二百八條 有價証券の發行者、証券業者若しくは代理店主（これらが會社であるときは、役員若しくは支配人）、証券業協會若しくは証券業協會連合會の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、五千円以下の過料に處する。

一 第四條第三項の規定に違反したとき

二 第三十條第三項、第五十六條第一項乃至第三項、第六十一條、第七十二條、第七十七條、第九十九條又は第九十七條の規定に違反して届出を怠つたとき

三 第四十二條の規定に違反したとき

四 第六十七條第二項の規定による登録申請書又は第七十條第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五 第七十六條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六 第八十九條において準用する民法第五十一條の規定に違反し

て財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七 証券取引所の會員の總會に對し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八 第二百五條の規定に違反したとき

九 第一百五條の規定に違反して通知を怠つたとき

十 第十六條の規定に違反して登録の抹消を怠つたとき

十一 第二百二十二條の規定に違反して揭示し、又は公表すること

を怠つたとき

十二 第二百二十三條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三 第二百二十八條第二項の規定に違反したとき

十四 第二百二十八條第三項、第三百六條において準用する民法第七十九條第一項第二項又は同法第八十一條第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五 第三百三十六條において準用する民法第七十條第二項又は同法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六 第三百三十六條において準用する商法第三百三十一條に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七 この法律に定める登記をすることを怠つたとき

第二百九條 左の各号の一に該当す

る者は、これを三千円以下の過料に處する。

一 第八十三條第一号の規定による關係人又は参考人に対する処分を違反して、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者

二 第八十三條第二号の規定による鑑定人に対する処分を違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第八十三條第三号の規定による物件の所持者に対する処分を違反して、物件を提出しない者

第二百十條 第六十七條第五項又は第七十九條第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は、千円以下の過料に處する。

附 則

第一條 この法律は、その成立の日から三十日を經過した日からこれを施行する。但し、第二章の規定は、その施行の日から六十日、第六十五條の規定は、その施行の日から六箇月を經過した日から、これを施行する。

第二條 有價証券取締法、有價証券引受業法及び有價証券割賦販賣業法は、これを廢止する。

第三條 取引所法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商品取引所法

「取引所」を「商品取引所」に、「物件」を「商品」に改める。

第二條、第十一條ノ四第二項、第

十六條ノ二第二項、第十六條ノ三、第二十二條第一項及び第二十七條乃至第二十九條中「農商務大臣」を「主務大臣」に改める。

第四條ノ二を創る。

第十一條第一項を削り、同條第四項を次のように改める。

合名會社、合資會社又は株式合資會社ニ在リテハ其ノ無限責任社員中、株式會社又ハ有限會社ニ在リテハ其ノ取締役中前二項ニ該當スル者アルトキハ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス

第十一條ノ二第一項中「第二項又ハ第四項」を「又ハ第三項」に改め、同條第二項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第二項若ハ第四項」を「第三項」に改め、同條第三項中「第一項、第三項又ハ第四項」を「第二項又ハ第三項」に改め、同條第四項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第一項、第三項若ハ第四項」を「第二項若ハ第三項」に改める。

第十八條中「有價証券ニ在リテハ三箇月」を創る。

第四條 大藏省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「有價証券」を「政府所有及保管有價証券」に改め、「取引所」の下に「（証券取引所ヲ除ク）を加ふる。

第七條第六号を次のように改める。

六 取引所（証券取引所ヲ除ク）ニ關スル事項

第五條 この法律施行前になした行為に對する罰則の適用については、旧有價証券取締法、旧有價

証券引受業法及び旧有價証券割賦販賣業法並びに附則第三條の規定による改正前の取引所法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第六條 旧有價証券取締法、旧有價証券引受業法、旧有價証券割賦販賣業法又は日本証券取引所法の規定により免許を取り消された者は、第三十一條の規定の適用については、これをこの法律の規定により証券業者の登録を取り消されたものとみなす。

第七條 この法律施行の際現に旧有價証券取締法により有價証券業者を営む者、旧有價証券引受業法により有價証券引受業者を営む者若しくは旧有價証券割賦販賣業法により有價証券割賦販賣業者を営む者又は銀行若しくは信託會社でこれらの營業を営む者は、この法律施行の日から六箇月を限り、証券業者とみなす。

前項に掲げる者が同項の期間内に第二十八條第二項の規定による登録を申請した場合においては、その申請に對する処分の日まで、また、前項と同様とする。

第三十條第二項及び第四十條の規定は、前二項の規定により証券業者とみなされた者については、これを適用しない。

第八條 証券取引所は、この法律施行の日から六箇月を限り、第一百十條の規定にかかわらず登録をしない有價証券を賣買取引のため上場し、又は第九十三條の規定にかかわらず証券取引委員會の承認を受けない有價証券を賣買取引のため

上場することができる。

第九條 この法律施行の際現に証券取引委員会の委員である者は、この法律の規定により証券取引委員会の委員に任命されたものとす。

この法律施行後最初に証券取引委員会の委員となる者の任期は、第六十七條の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

○平田政府委員 ただいま議題となりました昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府は、最近における賃銀、物價等経済諸情勢の推移、課税の實情に照らして租税負担の軽減をはかる等のため、所得税の基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき改正を行う必要があると考へ、目下検討中であります。これが改正案は、近く成案を得て國會に提出したい方針でありますので、本年に限り、所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に關し特例を設け、所得税法の改正案が國會で可決された後、改正規定に従つて四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたすことが、負担の点から見て、また官民相互の手数から見ても適當であると考えられるのであります。従ひまして、本年に限り、所得税の四月予定申告書は、本年五月一日の現況により、これを記載し、五月一日から同月三十一日まで提出することとし、また、所得税の第一期の納期

も五月一日から同月三十一日までとして、それ／＼一箇月繰り延べることにいたしましたのであります。

何とぞ御審議の上速やかに賛成せられるよう切望してやまない次第であります。

○坂田政府委員 証券取引法改正法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

昨年三月公布せられました証券取引法は、証券取引委員会に關する規定のみ施行せられておるのでありますが、今般米國の証券法及び証券取引所に關する規定を、証券業者及び証券取引所の免許制度にかへ、登録制度を採用する等、証券取引法を徹底的に民主化する

とともに、当初政令または省令をもつて定めることに予定していた事項中、主要なものを法律に織りこむ等、同法を全面的に改正するため、ここに本法を提案することとなつた次第であります。

今回の改正のおもなる点は、証券取引委員会の権限を強化して、これを行政官廳としたこと、有價証券の發行に關する届出制度に改正を加えたこと、証券業者及び証券取引所の免許制度にかへ、登録制度としたこと、新たに証券業協會に關する規定を設けたこと、証券取引所における有價証券の賣買取引に關する規定に改正を加えたこと等であり、以下改正の主要なる事項につきまして、逐次その大要を御説明いたします。

まず、その第一は証券取引委員会の権限の強化に關するものであります。現在証券取引法の主務大臣は大藏大臣でありまして、証券取引委員会は証券取引法の施行に關する重要事項を、独

自の立場から調査審議する特別の機關として設けられておるのであります。今回その性格及び権限に改正を加へ、証券取引委員会を大藏大臣の所轄に屬する行政官廳とし、証券取引法の施行に關する職權を全面的に、かつ、独立的に行ふこととしたのであります。証券委員会にはこの法律の施行に關し、公益または投資者保護のため、必要かつ適當な規則を制定する權限をも附與することにしたものと、委員の下部機關としてその事務を担当する事務局を設けることとしたのであります。

次に、その第二は、有價証券の募集または賣出の届出に關する規定の改正であります。有價証券の届出制度は、有價証券の發行に際してその詳細かつ正確な資料を政府に提出させ、投資者に判斷の資料を與へ、容易かつ安全に証券投資ができるようにする制度であります。この届出制度に關する規定の改正のおもなるものを申し上げます。

第一に届出を要する有價証券の範圍については、現在額面總額二十万円を超る株式または社債の發行は、すべて政府に届出ることとなつております。この改正においては、募集または賣出額面總額が五百万円以下のもので、その公衆に提供される範圍が限定されていることにより、届出が公益または投資者保護のため必要でないものと認められるものについては、一定の條件のもとに届出を要しないこととしました。第二に、届出の時期につき

ましては、現在は發行の際すべて届出を要することとなつておりますが、これを改め、發行に際して公衆に対して募集するもの、または賣出そうとする

ものは、届出が提出せられ、かつその効力を生じていなければならないことに改めたのであります。第三に、届出義務者の範圍につきましては、現在届出義務者は取締役または發起人の全員となつておりますのを、新たに發行者を届出義務者に加へることとしたしました。その他届出後募集または賣出をなし得る時期を原則として延長し、届出書類の審査に慎重を期するとともに、その時期について彈力性をもたせたと、届出に關して民事責任を負ふべき者の範圍を擴張して、届出書類の正確を期するとともに、その責任を免除される場合を詳細に規定したこと、有價証券の募集または賣出しに際しては、必ず目録見書を作成させることとし、かつその使用の時期その他については制限規定を設け、これに違反した場合においては損害賠償の責に任せしめることとしたこと等が、そのおもなるものであります。

その第三は、証券業者に關する規定の改正であります。改正の第一は、免許制度を廃止して一定の要件を充足したものは、証券取引委員会に登録することによつて營業を開始し得る登録制度に改め、營業の自由な機会を與へた点であります。

第二に、銀行信託會社その他の金融機關は、顧客の注文を受けて、その計算において行ふ場合、または投資の目的をもつて行ふ場合等特定の場合作を除き、証券業を営むことができないものとしまして、証券業者の地位の確立を図りました。

第三に、証券業者の純財産額に關し、政府がその最低額を規定する制度を改め、証券業者の負債總額につ

いて一定の限度を定めることとしたしました。すなわち証券業者の負債總額その營業用純資本額に對する比率は、二十倍の限度内において証券取引委員会が定める率を超えてはならないこととなし、この面から証券業者の支拂能力または財産經理の狀況が、常に良好な狀態を保つよう監督することとしたしました。

第四に、証券業者の營業保証金に關して、その額を法律で定めるとし、かつ、支店その他の營業所についても營業保証金を供託させることに改め、その金額は本店については十萬元支店その他の營業所については、營業所ごとに五萬元といたしました。

第五に、証券業者が有價証券の賣買その他の取引をなす場合においては、顧客に對して、一定額以上の信用を供與してはならないこととしたしました。すなわち現在の委託証金制度を擴張し、証券業者が有價証券の取引をなす場合においては、当該取引に係る有價証券の時價の四割五分以上の代金、証金、または手付金等を受取らなければ取引をすることができないものとしたのであります。右の率は大藏大臣が金融市場並びに証券市場の狀況その他一般經濟界等の情勢に即應するように、証券取引委員会の意見に基いて定めることとしたのであります。また、証券取引の健全性を保持し、過當投資の防止に資するとともに、金融の調整にも資することができるよう、と存する次第であります。

以上申し上げました事項のほか、新たに有價証券の割賦賣買に關する取締規定、顧客から委託を受け、またはその計算において自己の占有する証券の

質入れ、または貸付の制限に関する規定、有価証券の引受人となつた証券業者が、当該有価証券を売却する場合の信用供與に関する制限規定、及び証券業者の使用する外務員の取締りに関する規定等を設けました。

証券業者に関する規定の改正のおもなるものは以上の通りでありまして、証券業者の登録制度に伴い、業者の数は相当増加するものと見込まれますが、証券業者に負荷せられた証券民主化の責任の重大性に鑑みまして、その自由かつ活発な活動を期待するとともに、常に十分な監督を行い、証券業者の資質、信用の向上をはかりたいと存する次第であります。

その第四は、証券業者協会に関する規定であります。証券業者が、有価証券の取引の公正と、投資者の保護とを目的として、証券業協会を組織した場合におきましては、証券取引委員会に登録する制度を新たに設けました。すなわち協会の民主的にして自治的な活動により、証券業者の不当な利得行為を防止して、取引の信義を助長しますとともに、いわゆる場外市場における取引の公正をはかり、投資者の保護に資することを期待するものであります。

なお証券業協会はい共同の目的をもつて連合会を組織した場合においても、これを証券取引委員会に登録し得ることとしたしました。

その第五は、証券取引所に関する規定の改正であります。まず、証券取引所の設立についても、証券業者の場合と同じように免許制度を登録制度に改め、登録は要件充足主義といたしました。これとともに現在全国を数地区に

わけ、各地区について一の取引所に限りこれを設立し得ることとなつており、また、今回この地区制度を撤廃することにしたしました。従つて今後全国に相当数の証券取引所が設立されるものと予想されるのであります。また、自主的な組織により、自由かつ活発な活動を助長する一方、その経済界全般に及ぼす影響に鑑みまして、その監督には遺憾なきを期する所存であります。

次に取引所の会員の純財産額の最低額及び会員信託金の額は、現在政府が指し定めることとなつておるのを、自主的に定款をもつて定めることに改めまして、次に、取引所における有価証券の上場につきましては、現在は証券取引所から政府に届け出た後、十日を経た日からこれをなし得ることとなつておりますが、今回これを改めまして、当該有価証券の発行者の申請に基づいて、証券取引所に登録された銘柄のものに限りこれを上場することができるようになり、上場については発行者の意思を尊重することとしたのであります。もつともこれには特定の場合に限り、発行者の申請をまたずして上場し得る規定、並びにこの法律施行の日から六箇月を限り、右の手續を経ないで上場し得る経過規定等の例外があります。次に会員のなす買賣その他の取引について、仮装買賣、馴合買賣、相場操縦、過当投機の取締等の規定を設けますとともに、証券取引委員会が空賣または逆指値注文を制限し得る規定を設けまして、有価証券市場における取引の公正を期することとした次第であります。

その第六としては、以上申し述べましたもののほか、会社の役員または主要株主が、当該株式の賣付または買付後、六箇月以内の買付または賣付により利益を取得した場合におきまして、当該会社またはその株主の請求によつて、その利益を会社に提供せしめる規定、並びにこれらの者の空賣の制限に関する規定を設けまして、役員または主要株主が、その職務または地位により取得した秘密を不当に利用することを防止することとしたしました。

最後に罰則につきましては、今般証券取引法を徹底的に自治的性格のものに改正いたします反面、罰則の全般にわたり整備強化をしまして、この法律の施行について遺憾なきを期することとしたしました。

以上をもちまして証券取引法改正法律案について、その大要を御説明した次第であります。財閥の解体、私的独占の禁止過度の経済力集中の排除等、経済民主化が実施の段階に入り、かつ企業並びに金融機関の再建整備の進行に伴う資金需要が、急激に増加するものと認められる最近の情勢に顧みまして、証券取引法の改正整備により、有価証券の取引の公正と、その流通の円滑をはかり、証券の民主化に資することは重大な意義があるものと存じます。政府としては、この法律案が一日も速やかに成立することを希望する次第であります。何とぞ速やかに御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします。

○早稲田委員長 これより質疑に入ります。塚田君。

○塚田委員 所得税の問題に關しまして、実は大蔵大臣の御出席を仰ぎたいと思つたのであります。参議院において本會議に質問があつて御出席のよ

うであります。もつとも事務が主税局長がおいでになれば事務的に十分御回答が得られるのではないかと思いますので、この際一言政府の所見を質しておきたいと存じます。

ただいま主税局長から今回提出の法案の説明において御言明になつたのも明らかになつたに、現在の所得税法が國民所得の現実に照らし合せて、非常に苛酷なものになつてゐるというところは、これは申すまでもないのであります。この点は政府も御承認になつてゐるがゆゑに、おそろく早急にこれを改正しようといふことをお考えになつてゐると思ふわけであります。しかしこれを改正しなければならぬといふ状態は、昭和二十三年度において新しく発生するものではなくて、昭和二十二年度の所得においてもすでにこの事実上の状態は発生をしておるということを言わなければならぬのであります。この状態がいよいよ最近に行われまして昭和二十二年の更正決定によつて更にはつきりとして出てきた。もちろん政府当局のお考えからすれば、そのまま所得を計算した上であつてはめたから、こういう結果になつたのだという、一應の御答弁はあるだろうと思ふのであります。現在行われております更正決定の実情を見ますと、これは実にでたらめであるといふことを言わざるを得ないのであります。どういふ点に私がさういふ感じをもつかと申し上げますと、これはもうすでに今までも何遍も本委員會において質問をし、そういうことがないといふことを政府が言明をされておるにもかかわらず、やはり末端の徴税当局、つまり税務署におきましては、上級官廳からの制当額を

何とかしてとらうという観点のもとに、その予算を頭において、今度は更正決定といふものをやはりやつておられる。これは争ひ得ない事実なのであります。今までもしばしばさういふことがあつてはならないといふことを注意申し上げ、そしてそんなことは絶対にせまいといふ言明をしばしば得ておるのであります。どうして末端がさういふような状態になるのか私どもには納得がいかない。たま／＼ある具体的問題においてさういふ事例が起つたのであります。具体的な事例をここで申し上げるのははばかるのであります。そのときの財務局の直轄部長の言明では、それは一應の標準を地方税務署に通知してやつたんだが、決してそれによつてかけるといふことを言つてやつたんだではないといふ言明があつた。ところが税務署に言わせると、財務局からさう言つてきておるから、これではとらなければならぬのだというように考え違ひをされておる結果になる。おそろく中央の意向はさういふことをしないといふお考えであるにもかかわらず、第一線の税務署が何とか制当額を確保しようといふ氣持になり、その考えの違ひがその辺から出てくるのではない。この通達をされる趣旨が十分徹底しておらぬところに原因があるのではない。この点はぜひ早急に、現地の税務当局のさういふ考え違ひを是正していただいて、その根底に立つて二十二年の更正決定を再吟味していただくのでなければいけない、さういふように今眞剣に考へてゐるわけでありませう。

その次に今度の更正決定が非常にで

ためになつたのは、やはり税務署の人手不足が影響していることは私どもよく認めるのでありますが、大体今度の更正決定になつて、更正通知を受けた何人かの人たちの話を聞いてみますと、あなたのところへ一体調べに来てくれたかどうか、まず十人のうち三、四人は調べに来たが、あとは調べに来ないでどういふ決定をもらつたのだという答弁をされる。もちろん今度の納税申告制度ですから、納税義務者の方で十分な申告をしないということが根本的な原因であつて、それは当然納税義務者の方にも改めなければならぬ面があります。しかしこれは日本の今までの徴税制度のぐあいから、予定申告制度というものが新しくとられたまだ過渡期にあつて、十分納税義務者の方にも熟知していないという事情なども考え、殊に税金というものはなるべく少く済めば少くしたいというのが人情ですから、そういう意味から考へて、納税義務者の方から十分な申告が出ないというところはやむを得ないことであつて、しかしこれはもちろん納税觀念の向上などによつて、今後は是正されていかなければならぬ面ですが、しかし二十二年の場合においては、納税義務者の方から予定申告というものが十分出ていないというところは私どもよく承知している。しかし出ていないからといって税金を何ら現地へ行つて調べることもなく、どういふ標準でかけられたのか、私どもにはまったく納得がいけない。まづたくでたれめと言わざるを得ないような状態において、ああいうような更正決定をし、その決定に基いて、ともかくも期日までは異議があつても一應これだけは

納める、納めなければ競賣にでも何にでもするといふ態度は、これは少くとも二十二年の税の取立に際しては、十分に御考慮願はないといけないのではないかと考へてゐる。私も相談を受けた二、三の件について、二、三の税務署に行つてみたのでありますが、行つてみてこの徴税機構ではこうならざるを得ないし、これでは無理だといふことの事實は私も承知しております。若い二十一、二の事務官が、結局法律の命するところに従つて、それは本人としてはきつめて眞剣に、眞面目にやつておられるのでしようが、そういうような状態において、今年のあの更正決定といふものが出てきたといふことを考へると、これはこの際どうしても二十二年の更正決定自体を、個人の事業所得者全体について、何らか早急に適當な処置を講じて、もう一度考へ直して見る必要がある。殊に異議のあるものについては相當親切に、まずその異議のある点を聴いて、適當な決定にまで引下げていただくといふことになければ、とうてい今年の個人事業所得の納税の円満は期し得ないといふことを、私は確信をもつて申し上げることができるとあります。もちろん政府が強権をもつてされますならば、決定されただけのものをとおりになるというところはできません、できるやうなことはこれはできます、できるやうなことを、しかしもしそれをやられた場合に、どういふ結果が出てくるかといふことを、私はその場合に政府に対して御警告申し上げたい。それは必ず事業を継続してやつてはいけないういふ状態になる。所得税といふものはこれは國の収入の根幹をなすものであり、一年無理をしてもとれたらそれで

よいといふものでは絶対にないのでありまして、所得税を納める人たちが、事業を継続してやつていけないといふことになれば、來年度から、つまり二十三年度からは所得の源泉がまづ失われてしまふ。現に私のところへ相談に来ておられます二、三の人が、これをどうしても今年とると言われるならば、借金をしても、ある物を全部賣り拂つても納めるがそれではもう店を張つてはいけないういふ結果になつてお出し、やみでも何でもやつて食つていかなければいけませんといふ言つておる。農業所得の場合ですと、政府は農地制度の改革をやつて、われわれに土地を買取らしてくれなければならぬ。あの農地改革が行われた二十二年の初めには、土地をもつことに非常な興味をもつて、土地の奪ひ合いがあつたにかかわらず、今年の更正決定がいよいよいよいよきつと、こんなことではたいへんだといつて、むしろ奪ひ合つた土地を返さす声さえ、あつたこつちにくさくさ起つておる。こんなことでは食糧の増産はとうてい望み得ないと言わざるを得ない。そういうやうに今日の状態がなつておる。それで私はさらに今年の所得の更正決定が、非常に高額になつたといふ一つの理由として、政府がやみ所得といふものを、きつめてルーズな認定によつて更正所得の中に加入されておるといふこと、それからやみ所得を加入されておるまでも、たとえば農業等の場合におきましては、昨年度において米穀の價格が大巾な引上げがあつた。そのために予定していない以上に課税額、つまり公定價格の値上げがあり、従つて公定價格、やみ價格を通じて、要するに物

價の値上りそのものを、全面的に更正所得の中にお取入れになつたといふところにも、今年の税が非常に強くなり、そうして現実にそういうことを納税義務者の方では全然考えず、多少の所得のあつた者もこれは使つてしまつて、金が現実にないことが原因だ、というやうな所得の決定がきつて、かりにこれを一年を通じて考へてみて、もうかつておるのかもしれないが、全然納める能力もないという結果になつておる。私はこういうやうなインフレの高進期における、物の値上りを所得の面にとられるといふことには、相當大きな疑問をもつておる。新聞、雑誌等に発表されるところによりますと、昨年一年において大體物價の値上りが、公定及びやみ價格を通じて、三倍くらいになつておる。そういうことになる、物をもつて、一年何にもしないでおつても、貨幣價值の上に換算した一種の所得の増加といふものが三倍に見られる。ところが商賣をしておつて、なか／＼一年に二十割も三十割も利益をあげるというところは、よほど回轉の早いやみブローカーでもやつておらぬ限りは、そういう事業はめつたにないものでありまして、そういうことになる、と、ちつとして遊んでおれば税金はかかるなかつた。それをまじめに商賣をやつたがゆえに、税金がかかるという、妙な結果にならざるを得ない。こういう点にも今年の更正所得の決定そのものに、大きな矛盾があるのでないかといふことも考へておる。

以上いろいろ申し述べましたが、要するに二十二年、今年度の決定のあつたまゝでいかれたのでは、とゞけてい納得した國民の納税が期待し得られないといふことを、私は断言申し上げられたいと思つておる。さういふ二十三年の所得も、予定申告その他をいろいろ延ばそうといふ前提には、おそらく二十二年の所得の最後の区切りを、もう少し徹底的にやらなければならぬといふ、政府側のお氣持があまりになるのだからと思つておる。ありますが、そういう点において急速に、二十二年の最後の所得の決定、従つて納税の完備を期する面において、何らかの処置を講ぜられる必要があるのではないかと眞剣に考へておるのでありますが、その点について少くとも事務当局として、大藏省がどういふやうな考へをもつておられるかといふことを、ひとつ伺ひたいと思つておる。

○平田政府委員 御承知のように、本年度の予算におきまして租税収入を千三百五十億程度に見込んで、それによつて予算ができております。この見込みは大體御協賛を経ました法律を適性に施行するならば、大體それだけの収入があるはずだといふ見解から見積つたものでございしますが、その収入に對しまして、これもあるいは御存じかもしれませんが、昨年度の暮までに、現実に租税収入としては、いりました額が、わずかに四百七十億でありまして、十二月までには、いりましたものが四百七十億でありますから、一月以降年度未だに、八百八十億という歳入があらなければ、予算通りはいつてこない、という事態に突は迫りこまれてまいつた次第でございます。その原因を調べてみますと、理由はいくつかあります。が、一番大きな点は、何と申しましても、ただいま御指摘の所得税の、申告納税の分の歳入状況が非常によくな

い。勤労所得税と源泉課税の方は、一部減退等がございましたが、全体としては非常に成績が良好でありまして、見込みをすてに突破しておりますが、一番悪いのは何と申ししても申告納税の所得税で、大体千三百五十億円の予算の中で、申告納税の分の所得税を、たしか約四百九十億近く見込んでいたと思いますが、それに対して十二月までに申告税を納めてもらった金額というものは、わずかに六十億、見込みの一割四、五分しか申告によつて納まつていない。こういう事態に追いこまれてまいつた次第でございます。

この原因は政府の側において宣傳が非常に不足してあること、それから新しい制度でございますので、お互いに慣れないでうまくいかなかつたというふうなこと、その後インフレその他の情勢によつて、なか／＼納税者も納めにくい事情もあつたとか、いろいろな情勢があつたと思ひますが、とにかくそういう事態に追いこまれて、そのまま推移すれば、おそらく本年度といつたしまして、三百五十億に對して、相當な欠陥を生ずるおそれがありはしないかということ、私も非常に心配した次第でございます。しかしこれは財政の信用にもかかわる大きな問題でございますし、インフレをますます促進せしめまして、経済の復興に重大な影響があるというごときも考えられましたので、何とかしてこの不足を年度内に徴収することについて万全を期したい。また期せざるを得ないという事態に追いこまれた次第でございます。そこでいろいろの方策を講じておりますことについては、すでに御承知の通りでございますが、私どももいた

しましては現在の徴税機構の許す限りにおきまして、全税率をあげまして仕事に精勵する。一方宣傳その他につきましても万全を期しまして、あらゆる方策を講じて何とか歳入を確保したい、こういう趣旨でまいつた次第でございます。その際において今御指摘の割当というものを、よく御指摘を受けるのでありますが、これは私どもとしては、普通の米なり、その他の物資の割当といつたような種類のやり方は全然いたしておりませんというのを申し上げておきたいと思ひます。ただ、今の税法を適正に、円滑に施行するならば、大体これくらいの歳入は確保し得るのではないかと、この意味における見込額というものを、各税務署ごとに財務局等で調べて指令しまして、一つの努力目標としたして、数字を示しておることは事実でございます。ただこれは、あくまでも私どもの見解から申しますと努力目標でありまして、税法を適正に施行するならば、これだけ歳入があるはずだという意味のものにしかすぎません。その結果において適正に施行した結果目標に達しなくてもこれはやむを得ない。反対に適正に

施行して目標をオーバーする場合も当然考えられると思ひますが、一つの目安を示しまして努力してもらうということにいたしました次第でございます。よくその辺が徹底しないために、御指摘のような言動を漏らしておるような一部の者がおるということを開きまして、早急さういふ点につきましては、たゞ／＼考へ方を是正させるような行き方をとつておるのでございます。なお徹底な点につきましては、今後も十分徹底させるように努力してまいり

たいと思つております。あくまでも私どももいたしましては税法に従つて徴税するというのが大原則でありまして、これを忘れては民主國家としての意味がなくなるという点につきましては、特に注意をいたしておるような次第もありますので、なお今後におきましても、そういう点については一層徹底をはかるつもりでおりますので、御了承願ひたいと思ひます。

それから次に本年度の更正決定でございますが、理想から申しますと、実は將來は、申告でも少し納まるような状態になるようにもつていかなければならぬ。私どももいたしましては、少くとも申告税は、予定の六、七割くらいは納まるころまでもつていかなければならぬのではないかと、思ひます。が、遺憾ながら本年度といつたしましては、先ほど申し上げましたように、見込みの一割四、五分しか申告で納まらなかつた、こういう状態にまきこまれて、たその際といつたしまして、それでは漫然として放つておくかという問題でございますが、それともやはりどうも不適当ではないか、この際といつたしましては、税務官廳も非常に手不足でございますし、御承知の通り慣れた税務官吏が不足でございますし、弱体でございますが、しかしながら大きな歳入欠陥に對しまして、そのまま放つておくわけにまいらない。できる限り短期間ではあるが、ベストを盡して、できるだけ調査をし、速やかに更正決定をやつて、申告の不足をカバーするようの方針で指導してまいつた次第でございます。その際においては私どもは、できるだけ各人について當つて調べてそれに基づいて更正決定の案をつくるように

というふうに、くれ／＼も注意に注意を重ねておるのでございますが、御承知のように多数の納税者について調べいくことはできなかったというごときも、私どももよく承知いたしております。でございますが、何と申ししても今申しましたような申告の状況でございますので、私どもはやむを得ず、できる限りの調査をいたしまして、更正決定をいたしまして、それによりまして年度内の歳入を、できるだけ確保するというような措置をとらざるを得ぬやうな事情に相なつた次第でございます。従つて今御指摘の通り、多数のものについて一時に決定したたのでござい

ますので、中にはどうも的はずれなものも相當あると思ひます。そういうものについては、異議の申立等についても、できるだけ懇切に應對をいたしまして、はつきりした誤謬については即刻直すように、ただ間違いが、相當調査をしなければつきりしないといつたやうなものについては、先ほど御指摘もありましたように、審査の請求をいたします。しかしそれで納税を全部延ばすということになりますと、みな審査の請求をいたすということになりますので、法律にもございませうに、原則といたしましては、審査の請求があつても納期は延ばさないという考へでございますが、しかしながら明瞭なる誤謬についてはなるべく早く直して、それに従つて納税をはかるようにという趣旨で、目下盛んに指導いたしておるやうなわけでございませう。本年度といたしましては、私どもは実はもう少し早いうちに、何期かにわけて納税していただくならば、御協賛を得ました今の税法も、そうめちや

くちやに無理なものだとも考えていない。ただ年度末になりまして、一挙に一遍に納めていただかなければならぬという実情になりました点については、どうも私ども納税者の立場についても、金策その他について苦心しておられるものが多いのではないかと、いうこともわかつておるのでありますが、さればいつてそう一般的に延ばすということになりますと、本年度の歳入に大きな穴が生じますので、何とかひとつやりくりしていただきまして、本年度内に納めていただくように、目下万全の策をとつておるやうな次第であります。大体さき申しましたように、勤勞所得税等は、実は予算を超えておるやうな次第でございますが、申告納税の所得税の方が遅れまして、その結果年度末に一遍に納めていただかなければならぬといふやうな実情になつておるのであります。その間私どもいろいろの無理があるといふこともよく存じておるのでございますが、一方とかく予算の計画がそういう計画でできておりますし、それからこれを漫然と延ばしますと、インフレその他にも重大な影響がありますし、國の財政の信用等にも相當影響がありますし、

対外的にも相當おもしろくない事態を生ずるおそれがございますので、本年度といたしましては何とかひとつこれを納めていただくように希望いたしました。ただ先ほど御指摘になりましたやうに、あるいはまた提案理由でも御説明いたしましたやうに、何と申しましてもやはり少し所得税の負担が重すぎるのじやないかといふことを、私どももつく／＼感じております。非常に所得が一般的に名目的には殖えておりま

は財政の信用にもかかわる大きな問題でございますし、インフレをますます促進せしめまして、経済の復興に重大な影響があるというごときも考えられましたので、何とかしてこの不足を年度内に徴収することについて万全を期したい。また期せざるを得ないという事態に追いこまれた次第でございます。そこでいろいろの方策を講じておりますことについては、すでに御承知の通りでございますが、私どももいた

しましては現在の徴税機構の許す限りにおきまして、全税率をあげまして仕事に精勵する。一方宣傳その他につきましても万全を期しまして、あらゆる方策を講じて何とか歳入を確保したい、こういう趣旨でまいつた次第でございます。その際において今御指摘の割当というものを、よく御指摘を受けるのでありますが、これは私どもとしては、普通の米なり、その他の物資の割当といつたような種類のやり方は全然いたしておりませんというのを申し上げておきたいと思ひます。ただ、今の税法を適正に、円滑に施行するならば、大体これくらいの歳入は確保し得るのではないかと、この意味における見込額というものを、各税務署ごとに財務局等で調べて指令しまして、一つの努力目標としたして、数字を示しておることは事実でございます。ただこれは、あくまでも私どもの見解から申しますと努力目標でありまして、税法を適正に施行するならば、これだけ歳入があるはずだという意味のものにしかすぎません。その結果において適正に施行した結果目標に達しなくてもこれはやむを得ない。反対に適正に

施行して目標をオーバーする場合も当然考えられると思ひますが、一つの目安を示しまして努力してもらうということにいたしました次第でございます。よくその辺が徹底しないために、御指摘のような言動を漏らしておるような一部の者がおるということを開きまして、早急さういふ点につきましては、たゞ／＼考へ方を是正させるような行き方をとつておるのでございます。なお徹底な点につきましては、今後も十分徹底させるように努力してまいり

たいと思つております。あくまでも私どももいたしましては税法に従つて徴税するというのが大原則でありまして、これを忘れては民主國家としての意味がなくなるという点につきましては、特に注意をいたしておるような次第もありますので、なお今後におきましても、そういう点については一層徹底をはかるつもりでおりますので、御了承願ひたいと思ひます。

それから次に本年度の更正決定でございますが、理想から申しますと、実は將來は、申告でも少し納まるような状態になるようにもつていかなければならぬ。私どももいたしましては、少くとも申告税は、予定の六、七割くらいは納まるころまでもつていかなければならぬのではないかと、思ひます。が、遺憾ながら本年度といつたしましては、先ほど申し上げましたように、見込みの一割四、五分しか申告で納まらなかつた、こういう状態にまきこまれて、たその際といつたしまして、それでは漫然として放つておくかという問題でございますが、それともやはりどうも不適当ではないか、この際といつたしましては、税務官廳も非常に手不足でございますし、御承知の通り慣れた税務官吏が不足でございますし、弱体でございますが、しかしながら大きな歳入欠陥に對しまして、そのまま放つておくわけにまいらない。できる限り短期間ではあるが、ベストを盡して、できるだけ調査をし、速やかに更正決定をやつて、申告の不足をカバーするようの方針で指導してまいつた次第でございます。その際においては私どもは、できるだけ各人について當つて調べてそれに基づいて更正決定の案をつくるように

○塚田委員 主税局長の御説明を伺うと、われ／＼の期待しておつた通りよく納得ができるのであります。おそれなくそうなければならぬし政府も努力を拂つておられることはよくわかります。ただ末端がそういう状態であるとす。ただ末端がそういふ状態であるということにおそらくなつておるのであります。そこで具体的な措置につきて、実はもう一、二お尋ねしておきたいのであります。結局異議の申請をしても、納めなければならぬといふことで、また納めなくてよいといふことになれば、みな異議の申請をして

く第一線の措置としては英断であらうと思ふのでありますが、納得のいく範圍で、とにかく納めておいてください。それで再審査の申請をしてくださいというような措置をとつておられるところもあるように承知しております。こういう措置が、もし全国的に何かあまり悪用をなされないような方法でこの際至急とれないか。そうでないと實際に納めよと言つたつて納められない。第一、具体的な話を申し上げますが、私のところに相談にまいつておりますある紙を商賣しておる人、これが四十万円の所得査定を受けた。そうして追徴の土割五分を加えると約三十四万円税金を納めろということになる。あななた正直にひとつ話をして見なさい、どなたのくらい一体儲かつておるのすがとと言つたら、まあ私は二十万円くらいのの所得があると自分でも考えておる。これは全然自分でも所得の申告をしておらなかつたそうです。その程度ならびにひとつ納めておきたいと思うが、四十万円に対して三十四万円の税金では、いくら納めろと言われても、それだけの金策のゆとりも何もないこういうことを実は言つておる。そういう事例が、おそらく相当あると思うのであります。が、そういう便法的措置が、何からかく講ぜられる方法がないものかどうか伺いたいと思います。

○平田政府委員　お話にあげられましたが具体的な問題等につきましては、その具体的ケースにつきまして、実情に應じましてある程度しかるべく処理する方法は、これは私どもも妨げないと思います。ただ一般的に審査請求が出で、きまるまでは全部少し延ばして、おくようになつてふうになりますと、

どうも他面非常に問題が起りますので、ごく一般的、画一的に一定の方針を流しましてやるということは、なかなかむづかしいのではなからうか。ただ実情に應じまして今御指摘のように、非常にとつびな決定であるということとは常識的にも明らかであり、直す時間はないが、大体直さざるを得ぬやうな実情になつておる、こういうたものにつきましては、その現場のそれぞれの責任におきまして、ある程度しかるべき措置をとることは、これは私やむを得ないと思ひますし、また大体そういうことにつきまして、それ〴〵各現場の長において配意しておるのであるはなからうか、あるいは配意するのは私どもといたしましても差支えない、かように考えておる次第でございます。

○塚田委員　もう一点、先ほどお尋ねいたしましたことで誤解を起したののであります、先ほどもおつと申し上げましたように、こういうインフレの高進期に値上りをする。その値上りを全部課税所得の上でつかまえるというのは、これはどうしても私は安当でないように思ふのであります。これはいろいろ議論がある問題なんです、今までも學者やなんかに論ぜられておるのであります、その面の何とかならぬが少し加えられると相當うまくいく、たとえば農業所得などに置きまして、昨年申あはして米の値段が急速に上つたものでありますから、ちゃんと米の値段が高くなつた。そうしてその米の値段が上つたというのが、自己の保有者になつて、その値段でもつて所得を計算してやつてくる。米は食つてしまふものだから、これは金の出

送かことに單作地畝の農務にて全然ない。そこで農業などに例をとつて見ると、政府のきめた値段だから、これはひとつ課税の面では、米の値段を今年はこの範圍で計算するというような便法がないものかどうか。これは結局先ほど申し上げました、インフレの経過中に出てくる値上りからくる所得の増加というものを、全面的には取入れない。もちろん全部とらないというわけにはいきませんが、多少とも考慮を加えるという方法がないものかどうか、この点についての御意見をひとつ伺いたい。

○平田政府委員　今御指摘の御議論は一つの有力な議論だと思つてございしますが、ただ實際上の所得を分解しまして、この分は特に今御指摘のような部分である、その他の部分は普通の所得といったようなき方をとるといふことも、これはなかなかむずかしい方法ではなからうかと思ひますし、その問題は結局におきまして、所得が確るに伴ひまして、税率等がだん／＼高い累進税の課税を受けてくる。この高い点が最も實際に負担に無理を來うておる点ではなからうかと考える次第でございします。従ひまして今度の改正案におきましては、さような点につきましても考慮を加へまして、累進税率につきましても、適當にずらすよううか方法、たとえば十萬円の昨年の税率は本年度は大体二十萬円の税率にもつていくというような考慮を加えることによりまして、一方で税率の盛り方のできるだけの調節を加へていくといううなことをいしたのも、一つの手法ではなからうかと思ひますが、所望の一部をわけまして、特別に特例を

けて課税するというような方法は、なかなかおぼつかないのではなからうかというふうに、現在のところ考へておる次第でございます。

○田中(税)委員 私に質問したい、ごく一般的に問題は、ただいま塚田委員から質問されたので、重複を避けて、主として今年度の二十二年度の更正決定に関連した農業所得の問題について、二三主税局長にお伺いしたいと思ひます。われわれ、財政金融委員会の委員は、すべて先般発足を見ました租税完納推進本部の委員をやつておりますので、われわれも地方へ帰りますと、その線に沿つて動いておるものでございますが、今年度の二十二年度の更正決定によるところの、一見して非常に過重な所得税の負担に對しましては、これを納めてくれということを、われわれの口から言われぬような立場に突はなつておるものであります、その点から特に大蔵当局の御考慮をお願いしたいと思ひます。まず、先ほど塚田さんからの質問で指摘されておるのがありますが、今年度の所得の更正決定にあたりましては、私はやはり米の供出割当と同じように、答へが先に出ておるきわめて非民主的なものである。事実上割当が行われておる。本廳なり、中央においては、そういう考えはもつておらないという主税局長の先ほどの御答弁でありました、これは具体的な事実を指摘しろと言われるならば、申し上げて差支ないと思ひます。特に和歌山縣のある税務署の職組關係の人たちが、その事実をはつきりと私に話しておるのであります。その具体的な現われといたしましては、先ほどちよつと懇談的に主税局長にお話申し上げたのであります

が、和歌山縣の例を申し上げますと、水田二毛作の一反歩あたりの農業所得というものが、先般農林委員会から大蔵当局に御提出を願つた資料によりまして、大体三千九百円程度の、一つの中庸所得の基準を算定されておるのであります。和歌山縣の場合において、当初は大体四千円見当の数字を出して、一、二の町村にはそういうことを税務署の方から通達されておる。ところがやはり目標額というものが、ある関係から、それに対して一率に二千元ないし二千五百円をプラスしたものを、今回の更正決定にあつて通達してきておるといふ事実があるのであります。まして、この点につきましては、私非常に懇意にしておる和歌山税務署の塚本君が、先般この問題の適正化に関する農民大会の実行委員がまいりましたときに、その事実をはつきり言つておるのであります。こういうようなことは私の和歌山縣において頻りに現われておるのであります。この点については、特に和歌山縣その他の実例もあると思ひます。おかげで、大蔵当局におかれては実情を調査されて、適切な措置を講じていただきたいと思ひます。

それから今年二十三年度の所得の申告並びに第一期の納税の期日を延期されるという措置は、きわめて適切な措置だと思ひます。さういふ点に、この点につきまして先ほど塚田委員からの御質問に對して、一般的にこの納税をいつまで延ばすというようなことは言明できないという主税局長のお氣持は、よくわかるのでございます。現実には、今年度の更正決定を受けた特に農山村、こういう方面におきましては、現在すでに現金はないのであります。そういう意味でせめて麦の收穫ができるまで、少くともある部分については、御猶予を願わなければならぬような実情にあるのであります。米の供出を完了したばかりで、供出代金があるではないかという御見解もあるかと思ひますけれども、農民はすでにこれらの供出代金によりまして、二十三年度の、特に一割増産の強制されておる事前割当を受けておることに対応いたしました。肥料その他の、農業に必要な資材の確保に、これらのものを費しておるのであります。そういう意味で、ここに再審査中の全部とは申しませんが、とも、ある部分の納入猶予について御考慮をお願いしたい。和歌山縣下において最近頻りに、ほとんど全部二箇所、三箇所というような形で、この問題で農民の集まりがございまして、そこで七月まで納税を延期してもらいたいという要求が出ておるのであります。その点について先ほどの御答弁をさらにはつきりしていただきたいと思ひます。であります。納税の問題についての御考慮と同時に、分納の問題、これは税法では分納を認めないということになつておるのであります。少くとも納得のいくと申しては語弊があるかもしれませんが、農民としてもこの決定のある部分については納める考えをもつておるのでありますから、この点について實際の上の一つの機動的な取扱ができるように、末端に對して何らかの御通達が願へれば、非常に結構だと思ひます。

それから今年度の納期並びに申告の延期の理由として、先ほど提案理由の御説明の中にありました所得税法の改正について御研究が進められておるようでございますが、私はその問題に御考慮、御検討をなさる上において、ひとつ御考慮を願ひたいと同時に、その点について一つの事実を指摘したいと思ひます。現行の所得税法の第十二條によりますと、これは農業所得等の場合における基礎控除が、四千八百円と規定されておることに、現実には納められないところの税金がかけられておるといふ結果が現われてきておると思ひます。今日農村においても七人、八人、十人というやうな、相当な大家族を抱えている農家におきましては、かりに主食あるいは野菜等を自家生産をいたしますにしても、一箇月の生計費は五千元やそこらではあがらないのであります。そういう意味において基礎控除というものは、あくまで最低の生活控除という性格をもたなければならぬと思ひます。であります。年間四千八百円の基礎控除で、一体どうして國民の最低生活が、収入の面において保障されるかということを考へていかなければならぬと思ひます。であります。この点につきましては、労働者の給與所得とはほゞ同じやうな性格をもつていけると私は思ひます。供出は決して普通の賣買ではないのであります。一種の強制的な收奪経済だと私は考へておるのであります。そういう点から勤勞所得税の場合におきまして、一万二千五百円というものが控除されておるにもかかわらず、農業所得等におきましては、四千八百円しか基礎控除がされておらないというところに、今年度の税額決定の非常に無理の原因があると思ひます。

するが、所得税法の改正にあたりまして、大蔵当局はこの基礎控除額を引上げるということについて、御用意があるかどうか伺ひたいと思ひます。それからもう一点、いわゆる追徴税の問題でございます。今年度の更正決定の通知の中に、この追徴税をすでに加算したものが通達されておるのでございますが、この申告税をとることになつてから、この制度の趣旨が十分に徹底されておらないことについては、先ほど主税局長も認められたところであると思ひます。少くとも納税のいかに、どうしても再審査を請求しなければならぬ事態にあるにもかかわらず、すでにこの追徴税を加算して通達するといふやうなことは、われわれとしては了解できない問題であります。この問題につきましては、大阪の財務局長にいたしまして、名古屋の財務局長にいたしまして、四月一ぱいに納入するものについては、追徴税をとらないというのをすでに言明をいたしておりますが、私はこの追徴税の額というものは、いわゆる税収入の総額の中に予定されておらないものだという見解をもつておるのであります。をういふ意味から、この点につきましては、四月一ぱいが納税の最大限度ということになつている關係があるのであります。追徴税の問題につきましては、この点を特に御考慮願ひたいと思ひます。きわめて不適正な課税の場合に、さらに最初から追徴税を予定してかかるというやうなことには、われわれ賛成しかねるのであります。あるいは現行の税法の改正をやらなければならぬとおつ

しやるかもしれませんが、この点につ
いての弾力性のある取扱いをやつて
いたしたいと思います。その点につ
いての大蔵当局の御用意を伺えればさ
いまいだと思ふのであります。

○平田政府委員 お答え申し上げます。
す。ただいま最初に御指摘のありまし
た和歌山縣の問題につきましては、具
体的の問題でございますので、私ども
の方からもよく善処するように通達い
たしておきたいと思ひます。先ほども
申し上げましたように、私どもの方は
税法に従つて所得を計算して、税法に
従つて徴収するという建前はおくま
で、つぎの事実はあります。それ
に反して、事実がございまして、よ
く調べまして直さるゝということに決
してやぶさかではございません。

次に四千八百円の基礎控除の問題に
つきましては、四千八百円という額は、
給與所得も同様ですが、ただ給與所得
につきましては御承知のように、所得
の性質上二割五分の控除が別に認めら
れております。農業所得につきまして
はその控除が認められていないといふ
ところが、給與所得と農業所得との違
点でございます。この四千八百円の控
除につきましては、大分無理であるとい
ふことも、私も最近痛感いたして
おりますので、こういうものにつき
まして、できるだけ引上げまして、負
担を緩和するようにいたしたいと思つ
ております。具体案につきましては目
下研究中でございますので、あらため
て御審議を煩わすようにいたしたいと
考えておる次第でございます。

ておることは、私もよく承知をい
たしております。すでに財務局長に対
しましては、異議の申立があつた場合
においては、なるべく早く取調をい
たしまして、誤謬がはつきりしている
ものについては、なるべく早く処理す
るようになつてゐることを一般的に言
つております。ただ実際問題として、
若干見解の相違等もありまして、なか
な処理が進捗しないようなことも予
想される次第でございますが、ただ処
理が進捗しないから、この際進捗する
まで納期を一般的に延ばすかといふこ
とになるのであります。そこまです
りますと、先ほど申し上げましたよう
に、本年度の予算の税収入を確保する
つたような見地からいたしまして、
なか／＼困難な事情もございまして
し、一方農業所得につきましては御承
知のように、税法で特に延ばし
て、農産物を販賣した後に納めてもよ
ろしいという制度になつておるわけ
であります。そういう点につきま
して、来年度からはあるいはもう少し
から納めていただいておりますが、か
えつていいんじやないかと思われま
す。本年度にいたしましては、所得税
法の規定に従ひまして、それ／＼年度
末に一年間の実績に基づきまして、確
定申告によつて納税する。その不足分
は更正決定をいたしまして納税してい
た、この制度に相なつておるもので
、これも一般的に延期するといふ
ことについては、なか／＼そこまでは
いきにくい事情にあるといふことを御
下承願したいと思います。ただ追徴税
につきましては、御指摘のように、私
どももいたしまして本年度は役所側
にも宣傳不足、あるいは勉強不足等

いろいろございまして、責任の相当な部
分を負わなくてはならぬ。農林省の側
にいたしましては趣旨が徹底してな
つたという点もございまして、運用
に大幅の弾力性をたせまして、地方
の事情に照してやうにしようといふ趣
旨のことは言つてやっております。そ
ういふことによりまして、本年度とい
うことは御指摘の通り、無理をいた
さないといふ趣旨で運用をするつもり
でありますので御了承願います。た
だこの問題は申告制をとりまして上
は、ある程度こういう制度を設けま
して、そうして補完して、申告によつて納
税が促進されるようにしていきたいま
せん。申告制度自体の運用が円滑を期
せられまので、今後におきましては
宣傳、その他につきましても、さらに
一段と努力を重ねまして、申告納税制
度自体が、有効に運用されるように努
めていきたい。そういう際におきま
しては、追徴税制度も大いに活用してい
きたい。かように考えておる次第であ
ります。

○早稲田委員長 お諮りいたします。
午後一時半まで休憩をいたしまし
て、質疑を続行いたしたいと存じま
す。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 御異議はないよう
でありますので、さう決定いたします。
暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時四十分開議

○早稲田委員長 會議を開きます。
休憩前に引續いて質疑を続行いたし
ます。宮崎君。

○宮崎委員 所得税のことにつしまし

て簡単に質疑させていただきます。実
は自分は三箇月間病氣をいたしまし
て、今日初めて登院をいたしました。関
係のある同僚委員の方々と重複の質
問もあるかもしれませんが、要は今回の
所得税の重い負担、國民に耐え得ない
苦しみと興えておるといふ問題は、形
に現れました。一時的の問題ではなく
て、税法の根本的な時代遅れになると
考えておりますから、この点につま
しては、昨年の第一回の國會におき
まして、所得税法等一部改正法律案が上
程せられましたときに、時の大蔵大臣
並びに主税局長に対して意見を申し述
べておきました。當時の状態とい
ましては、いささかもその点につ
て考慮を拂おうといふような用意がな
かつたように承知しております。その
点は速記録で御確認願へば結構だと
存じます。本日同僚委員並びに
田中委員からの質問に対しましては、
新主税局長さんから懇切なる御説明が
ありまして、当面の問題は一應得心し
なければならぬような状態になつてお
ります。しかし、主税局長さんの説明を
もちまして満足するわけにはまいらぬ
のであります。それで、二、三お尋ね
いたします。今回國民に對しまして重
き税の負担をせまらなければならぬ
なつた最大の原因は、昨年の大きな追
加予算に禍いされておることは明らか
であります。税の改正によりまして得
ます所得の増加よりも、いわゆる國民
所得の自然増加による税の自然増収の
方が多い、總額において四百六十億六
千六百万円を自然増収で計上してあり
まして、このうち所得税の占めます割
合は、二百六十八億四千九百万円とな

つております。この自然増収なるもの
は、日本の財政史を考へてみますと、か
ような予算の計上振りを示したことは
前例にないやうに考へております。こ
の不健全なる所得見込みを、どうして
も國民に割当てなければならぬ。しか
も國民所得の計算の中には、商業所
得といつて、原始所得でない部分を算定
したものが数千万円あるわけでありま
す。かようなものは國民の負担の重複
を來すものであります。これまた税
を根本的に得るにふさわしくない見
積りであります。この結果、主税局長
さんの円満なるあるいは円滑なと申し
まして、御回答の中に努力目標を
税務署に與へたと申しておりますが、
それは單なる言葉の操作でありまし
て、事實は苛酷なところの税を國民
に割当てた結果になつております。こ
の点に思ひをいたされまして、税務行
政の實際について、十分なる温情をも
ちまして納税者に接することが、まず
肝要だと考へております。と同時に先
ほど田中委員からも、基礎控除の四千
八百円の問題につきまして、るる質問
がありました。この点についても昨年
非常にひどく私が大蔵大臣に迫つてお
りますが、それは所得の中、必要経費
として認むるものの中に、生活費が含
まれないといふことは、極端の言葉で
申せばいわゆる血となり、肉となり、
骨となつて消費せられた所得までが課
税の対象となる。かりに一家十人あり
まして、一人の一箇月の生活費が一十
万円とすれば一十万円かかる。一年に十二
万円になりまして、その家庭は現実に
預金を五万円引出しまして、たけのこ
の生活に終りまして、なおかつ十二万円
の課税決定は、現在の税法では適正で

ある、かようなことになつておる。か
ようなことはすでに年度末をまたぐと
も、この追加予算を見ただけで國家が
徴税に苦しみ、國民が重税に悩むとい
うことは、明らかな事實である。今日
においてこの弊害を是正しなかつたな
らば、年度末における國家財政の破綻
は、火を見るよりも明かであるとい
うことを鋭く申し上げておいたはずで
あります。しかるに今日に至りまして
納税者が納税思想がないとか、あるい
は税の徴収が思わしくないとか、あるい
とは、事務當局の当事者は迷つており
ますが、私をして忌憚なく言わしむる
ならば、はなはだ心外にたえない一言
だと思ひます。かような意味におきま
して大藏當局においては、一段と税に
対します見かたをかたえまして、猛反省
せられる余地があるのではなからうか
と存じております。殊に先ほど主税局
長さんの御説明からまいりますと、近く
税法の改正も行ひたい。その場合には
基礎控除等の考慮をする心構えをもつ
ておるといふお話であります。先般
の大藏大臣に対します質問のときにも
申し上げておきましたが、アメリカ式
にデイレクトされましたいゆる改正
税法であるならば、さらに深い思いを
していただかなければならぬのであり
ます。その点はなぜかと申し上げますと、
生計費の中に含まれます飲食費の割合
は、アメリカにおきましては二〇%程
度であります。わが國におきましては
すでに七五%の額を超え、八〇%に達
しております。いわゆる食うことだけ、
ただ命をつなぐことだけが生計の全部
になる。簡単な言葉で言えば、こじき
の生活に近いところへ追いこまれてお
るのであります。結局アメリカは五百

ドルの基礎控除しかしてないから、
四千八百円、あるいはこれを引上げて
一万円にすることによつて安当である
というお考えを、もし事務當局でもた
るならば、近い將來に行われんとす
る所得税法の改正も、國民負担の適正
を期することは、はなはだ疑わしいも
のがあつて思ふのであります。この点
につきまして、ぜひとも私は大藏當局
に要望いたしますのは、その筋よりの
いふ先な勧告その他に対しては、日本
民族の實際の生活実態を裸になつて訴
えていただく。アメリカでは五百ドル
の基礎控除で、生計費のうち飲食費
がわづか二〇%なるがゆゑに生計費を
カバーできるが、日本においては絶対
に四千八百円や、年額一萬二萬のもの
ではカバーができないのである。こ
れを國民に代つて切実にお訴え願ひた
い。同時にわれ／＼も、もしその実情
を訴えろといふのなら、いづれの機
関でも、いづれの部門でもまかり出
まして、實際の資料を提供して、強く
この点を要望いたしまして、いゆる
國民に納得のいく納税をせしめたいと
考へております。その余の實際問題に
つきましては、塚田委員、田中委員の
御質問等より、私の立場上多少たくさ
んの材料をもつておりますが、要はこ
れは愚痴であります。このせつば詰つ
た年度末になりますれば、悪い言葉
ではあります。何となく國民の氣
持をなだめてできる限り國家の歳入を
満足させる方法に進まなければならま
せん。さういふ意味において、具体的の
事例については申し上げることを避け
ますが、近い將來における所得税法等
の改正については、一段の御考慮、そ
してその筋から参りまする／＼の

ことに対して、もつと勇敢に、日本民
族のために御検討をお願いしたいこと
を、ここに申し添えまして、質問にか
える次第であります。

○平田政府委員 たいだいま非常に有益
な御意見を伺ひまして、私もよく拜
聴しておきたいと思ふ次第でありま
す。なにかんずく昨年度の追加予算の編
成方法については、私どもも今日から
振返つてみますと、大分無理があつ
たといふことは、はつきり認めざるを
得ないと思つております。しかもそれ
が追加予算を編成し、同時にすぐ確定
するといふことであれば、まだよほど
よかつたのじやないかと思ひます。こ
が、編成に相当な時間がかかりまして、
確定するまでにすでに相當な時間を要
したといふところから、さらに一段
の問題を起しておるやうでございま
す。ただ實際上、昨年度の経済情勢の
変動等から顧みますと、またやむを得
ないところも相當あつたのではなから
うかと思ふ次第でございまして、所得税
法の改正その他につきまして御意見の
ございしますところは、できる限り考慮
いたしまして、近く改正案を出します
際に、十分御審議を煩わしたいと考へ
る次第でございします。

○早稲田委員長 宮澤君よろしゅうご
ざいますか。田中君。

○田中(總)委員 午前中残りました一
点について、大藏當局の御方針を簡單
に伺つておきたいと思ふのでありま
す。それはやはり二十二年度の更正決
定に關する問題でございしますが、この
更正決定をするまでの間におきまし
て、ある意味における団体交渉——こ
れは先般の議會で、団体交渉は從來行
つてきたのを原則として認めないとい

うことになつておりますが、現在の税
務機構の關係から、特に町村當局等
に對しまして、一つの課税基準のパー
センテージを算出せまして、税務署が
それを參考にして課税するといふ方法
をとつてまいつたことは、特に村内あ
るいは一つの町の中におけるアン・パ
ランスを起さないといふ意味におい
て、非常によい方法だと考へてゐるの
でございします。ところが今回のやうに
個人の課税額が決定いたしましたすと、結
局個人が再審査の申請をして、税務署
と折衝するといふ形に相なるのでござ
います。今回のやうに全面的に非常
に過重であるといふ物議を醸してゐる
やうな事態におきましては、やはり町
村當局なり、あるいは眞に民主的にで
きた委員会と税務署との間における、
實質的な団体交渉といふものが認めら
れなければならぬ。ほとんど村の全体
が再審査の申請をしてゐるといふやう
な場合に、税務署として個々に折衝す
るといふことも、なか／＼煩にたえな
いだらうと思ひますが、法規の上から
団体交渉が正式に認められないといた
しまして、特に任意的な団体ではな
しに、市町村當局と税務署との間に、

さういふ實質的な意味における折衝と
いうものが認められなければならぬ
と思ふ。私の出身地方におきましては、
全村の各人の決定額を總計しますと、
その村の當局者が認めた村全体の二十
二年度中における所得の總額を、はる
かに上まゐるところの所得額が出てき
てゐるのであります。従つて農業会あ
るいは郵便局、銀行等に連絡をとりま
るんのこと、おそらく各人がある意味
において退蔵しておるであらうところ

のものを總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 団体交渉につきまし
ては、今お話になりましたやうに、昨
年から納税は税法に従つて、その納税
義務者が政府に納付すべきものである。
さういふ本旨に鑑みまして、その
所得の決定については直接納税者が申

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 団体交渉につきまし
ては、今お話になりましたやうに、昨
年から納税は税法に従つて、その納税
義務者が政府に納付すべきものである。
さういふ本旨に鑑みまして、その
所得の決定については直接納税者が申

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 団体交渉につきまし
ては、今お話になりましたやうに、昨
年から納税は税法に従つて、その納税
義務者が政府に納付すべきものである。
さういふ本旨に鑑みまして、その
所得の決定については直接納税者が申

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 団体交渉につきまし
ては、今お話になりましたやうに、昨
年から納税は税法に従つて、その納税
義務者が政府に納付すべきものである。
さういふ本旨に鑑みまして、その
所得の決定については直接納税者が申

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 団体交渉につきまし
ては、今お話になりましたやうに、昨
年から納税は税法に従つて、その納税
義務者が政府に納付すべきものである。
さういふ本旨に鑑みまして、その
所得の決定については直接納税者が申

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 団体交渉につきまし
ては、今お話になりましたやうに、昨
年から納税は税法に従つて、その納税
義務者が政府に納付すべきものである。
さういふ本旨に鑑みまして、その
所得の決定については直接納税者が申

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 団体交渉につきまし
ては、今お話になりましたやうに、昨
年から納税は税法に従つて、その納税
義務者が政府に納付すべきものである。
さういふ本旨に鑑みまして、その
所得の決定については直接納税者が申

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 団体交渉につきまし
ては、今お話になりましたやうに、昨
年から納税は税法に従つて、その納税
義務者が政府に納付すべきものである。
さういふ本旨に鑑みまして、その
所得の決定については直接納税者が申

るものをも總計いたしましたとしても、税額
の半分に満たないといふやうな貧弱町
村に對しまして、非常な税金が課税さ
れてゐる。そのために目下例の六・三
制による新制中學校の建設であるとか、
町村吏員に對する給料の支拂の問題
であるとか、村自体のやういふ問題に
全然手がつけられない。學校建設に對
する／＼の寄附金等も、縣から分
担を命ぜられてゐるのであります。が、
さういふことがやられない。村民が部
落に集まつて、こゝういふ苛酷な税金を
課せられることになつたのは、村長な
り、村會議員の責任であるといふこと
で、全面的辭職を要求してきてゐる。

こゝういふやうな形で非常に困窮いたし
てゐるのであります。またさきのいわ
ゆるパーセセンテージを出して税務署の
參考に供したといふ場合におきまして
も、少くともその村全体の所得の總額
につきましては、ある程度町村當局の
意向といふものに基いて、税務署が考
慮されなければならぬのではないかと
か。かゝるに考へます。さういふ意味
で最近各税務署ごとに、町村に署長以
下が出席してもらつて、懇談会あるい
は相談会といふやうな形で、實質的な
折衝を進めていただいておるのであり
ますが、こゝういふ實質的な意味における
今度の更正決定の適正化についての団
体の交渉を認めていただきたいと思
ふのであります。その点について大藏
當局の御意見を伺ひたいと思ひます。

告をし、それから政府が決定をする。こういふことに昨年からは改められた次第でございます。本質的な点につきましては、私どもやはりこの原則は今日といえども変更するわけにはまいらぬと考えております。ただその場合に一番大事な要点は、要するに所得額を団体を通じてきめる。従来やともいたしますと、総額を団体と交渉しまして、その総額の範囲内において、適当に各人毎の割振りは団体の方が案をもつてきて、それを税務署が認めるか認めないかの交渉があつたようでございますが、こういう行き方は今後といえども認めがたい。要するに納税者の最終的な所得の額を団体を通じて決定するといふことは、これはむしろ差控えたいと考えております。ただ団体等は納税者の実情を一番よく承知いたしておりますので、納税者の実情なり、あるいは場合にによりましては、大体の純所得みたいなものにつきまして、税務署に意見をお述べ願うということ、これは一向差支えないどころか、非常に歓迎するところでございます。そういふことにつきましては、税務署といたしましてはできるだけ尊重して話を進めていくというところは、これは一向差支えないことを考えておる次第でございます。その点において昨年は団体交渉を止めるといふのが少し強く響き過ぎまして、その結果、団体との折衝は一切お断りというふうなところまで発展しておるところがあつたようでありまして、その点につきましてその後私たび／＼趣旨を申し上げまして、最近では大分改善された方向に向つておると思ひますが、要点はそういうところがございますので、御了

承願したいと思ひます。なかなしく市町村につきましては、これは必ずしも私ども市町村にいろ／＼調査を頼んだり、調査上の意見を言つていただくといふことについては、これは必ずしもいわゆる団体交渉という考え方をとつておりません。これは最も農村なんかの実情をよく知つておりますし、それから公正な機関でございますから、こういうものにつきましては、積極的に税務署長等が意見を聴くということ、これはもちろん正しい方法だと思ひますし、今後におきまして、できる限りそういう方面の意見をよく聴きまして、むしろ適切な更正にいくようにもつていきたい。かように考えておる次第でございます。

○早稲田委員長 ちよつと御相談いたしますが、本会議もありますので質疑はこの程度で保留いたしました。明日にまわしていただいたらどうかと思ひます。

○大上委員 課税の適正あるいは納税の思想云々という問題が取上げられておりますが、実情を見ますと不当課税と見受けられる点もやあると思ひます。これについて一つの動議を出したいと存じますのでよろしくお諮り願ひたいと存じます。

昭和二十二年分の所得税の円滑適正と納税の確保に関する決議案、政府は、昭和二十二年分の所得税の円滑適正なる納税を確保するため、次の措置を講ずること。

一、所得税の更正決定に対する審査請求の取扱ひについては、特別の考慮を拂うこと。

一、不当課税については、速やかに更正の方途を講ずること。

一、追徴税については、実情に照じて苛酷にわたらないよう十分留意すること。

一、所得税機構の整備、徴税能率の増進をはかること。

これだけを決議していただきたいと存じますので、よろしく御審査願ひたいと思ひます。

○早稲田委員長 ただいま大上君から動議が出ました。この動議に対していかがいたすかお諮りいたします。

○中曾根委員 大上さんの動議に対しては御趣旨においてはほつたく賛成であります。ただいろいろ文章の体裁や内容につきましては、ただいま外資導入の矢先、連合國方面においては、日本における税金の收納の状況や、その他納税思想などが大分関心の的になつておるやに承つておりますので、その辺も勘案して文章を練る必要があると思ひます。特に委員会なりあるいは小委員を選定して起草をしていただいたら結構じゃないかと思ひます。

○早稲田委員長 大上君の動議に対してはどなたも別に御異議はないようでありまして、動議の通り決定したいと存じます。ただ中曾根君からただいま文案等についてはなお検討の余地がある、こういう御説でありましてごもつともと存じます。文案等については委員長に御一任いただく、こういうことに願つてこの決議を御決定いただきましたと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 満場一致動議は決定いたしました。さようはからいます。本日はこれにて散会し、明日午前十

時半から質疑を続行したいと存じます。

午後三時五分散会

昭和二十三年五月二十四日印刷

昭和二十三年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局